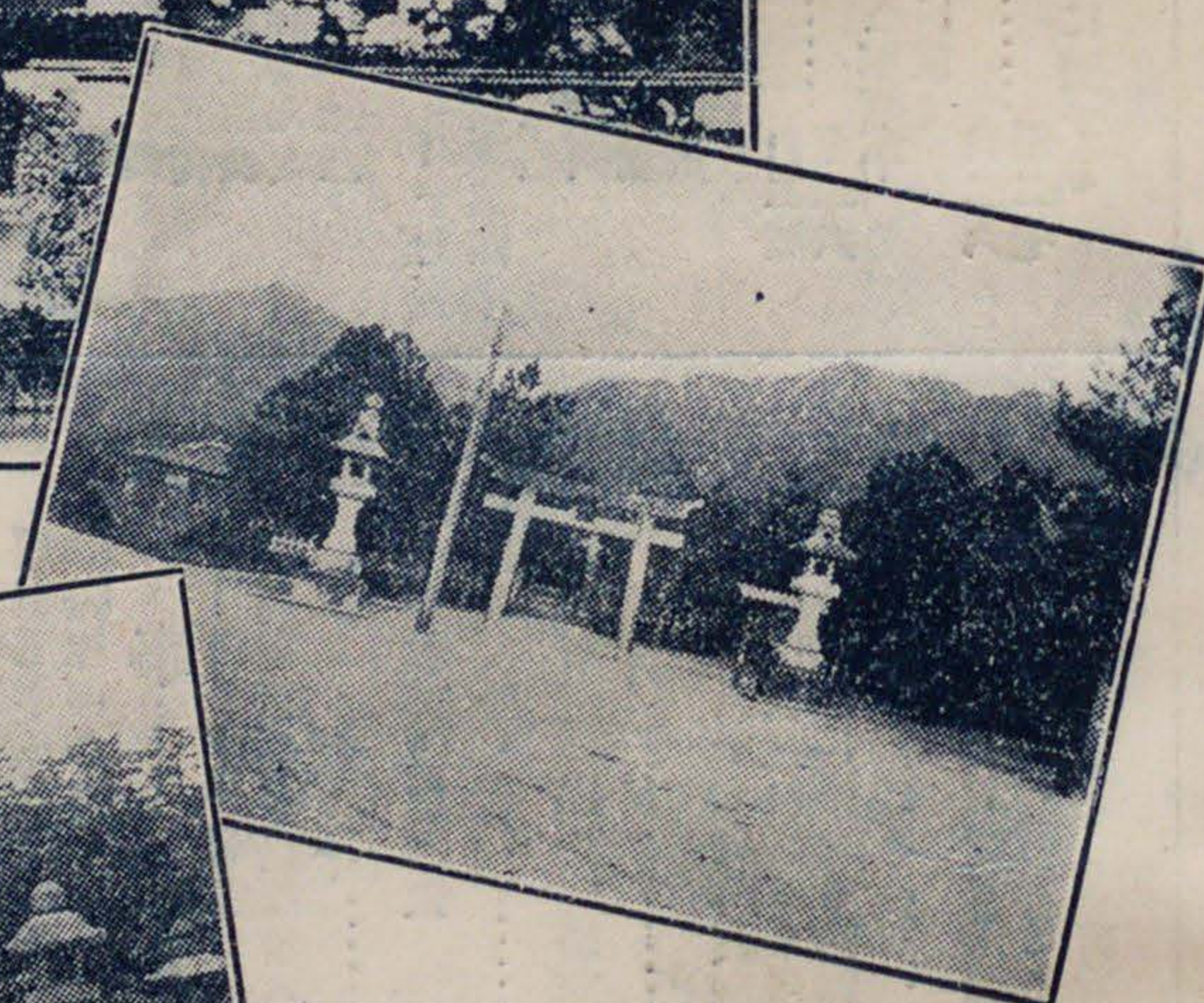
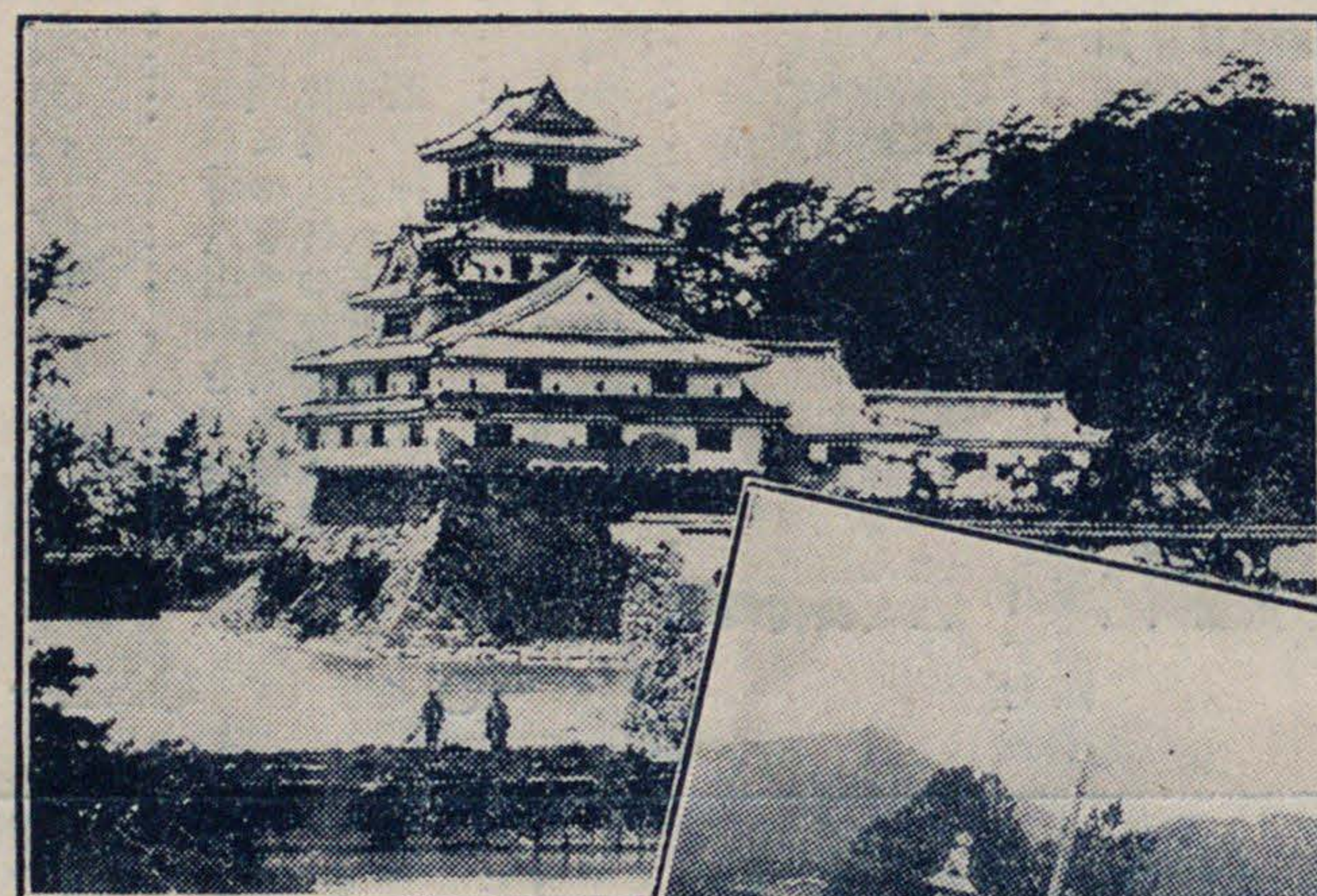


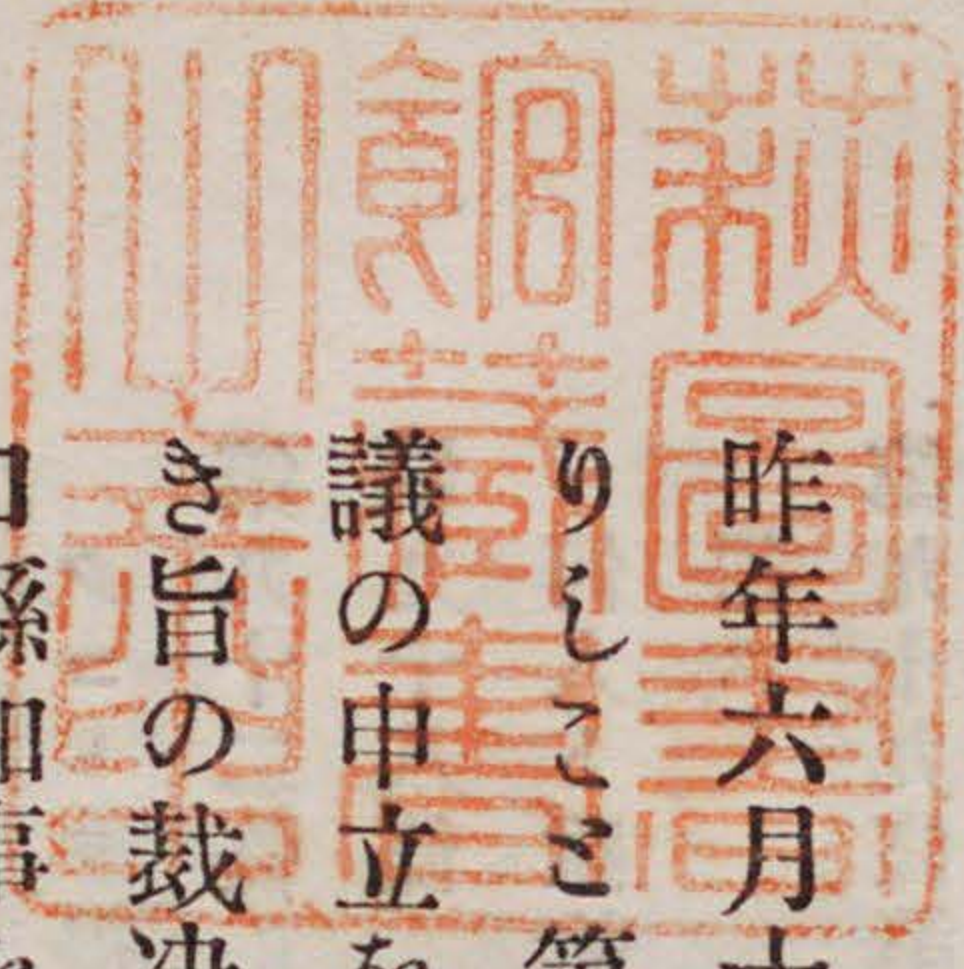
報月萩

號四第



號月七年三和昭

行發町萩縣口山



萩町會議員選舉無効の行政判決に就て

昨年六月十日執行したる萩町會議員の選舉は第一投票分會設置の手續に瑕疵ありしこと第二選舉期日告示の日數に不足ありしことを理由として選舉人より異議の申立を爲し續いて縣參事會に對し訴願の結果其の選舉を無効とし取消すべき旨の裁決を與へられたることを不服として選舉人中より縣參事會大森山口縣知事を被告と爲し行政訴訟提起中の折柄過る六月三十日付を以て原告の敗訴となりたる旨の公報に接したのであります其の判決理由の如きは未だ知るに由なきも斯の如く行政裁判所の判決ありたる以上は其の判決の日を以て町會議員の失職は確定したのでありますから町村制第三十四條に基き裁判確定の翌日即ち七月一日より九月三十日までの間に更に總選舉を行はねばならぬのであります而して萩町に於ては既に改正町村制に依る選舉人名簿も出來ており且つ町會の議決を要する重要案件も迫つて居るのでありますから一日も早く選舉を執行し徒らに長日子の間議決機關を空歛せぬ様したいのであります

此の場合選舉有權者諸子は燃ゆるが如き愛町の精神を以て故なく選舉の公權を

目次

萩町會議員選舉無効の行政に就て	自一〇三
庶般行政	自一〇三
學事	自一一〇
産業	自一一七
財政	自一二四
軍務	自一二六
土木	自一二七
衛生	自一二九
交通	自一二九
通信	自一二九
社會	自一二九
慈善	自一二九
講義	自一二九
雜事	自一二九

拋棄せらるゝことなく自由公正に此の貴重なる權利を行使して戴きたいのであります

町會議員の選舉に付ては衆議院議員選舉に關する罰則を準用せらるゝの外衆議院議員選舉法第九十一條第九十二條第九十八條第九十九條第二項第百條及第四百十二條の規定を準用することゝなつて居ります右の罰則のことは今更重ねて抽記する必要はありませんがその他の準用規定の如きは往々不心得の向もありますから念の爲左に之を掲記して參考に供します

衆議院議員選舉法

第九十一條 選舉事務所ハ選舉ノ當日ニ限り投票所ヲ設ケタル場所ノ入口ヨリ三町以内ノ區域ニ之ヲ置クコトヲ得ス

第九十二條 休憩所其ノ他之ニ類似スル設備ハ選舉運動ノ爲之ヲ設クルコトヲ得ス

第九十八條 何人ト雖投票ヲ得若ハ得セシメ又ハ得シメサルノ目的ヲ以テ戸別訪問ヲ爲スコトヲ得ス

何人ト雖前項ノ目的ヲ以テ連續シテ個々ノ選舉人ニ對シ面接シ又ハ電話ニ依リ選舉運動ヲ爲スコトヲ得ス

第九十九條第二項 選舉事務ニ關係アル官吏及吏員ハ其ノ關係區域内ニ於ケル選舉運動ヲ爲スコトヲ得ス

第百條 内務大臣ハ選舉運動ノ爲頒布シ又ハ揭示スル文書圖書ニ關シ命令ヲ以テ制限ヲ設クルコトヲ得
(大正十五年二月内務省令第五號參看)

第四百十二條 第十二章ニ掲クル罪ニ關スル刑事訴訟ニ付テハ上告裁判所ハ刑事訴訟法第四百二十二條第一項ノ期間ニ依ラサルコトヲ得

庶般行政

◎皇太后陛下への献上品

一、吉田松陰先生遺墨寫眞帖 壹帖
右先般來萩せられし西大路子爵を介し 皇太后陛下に献上の儀依頼せし處六月二十三日御機嫌奉伺の爲赤坂御所へ伺候献上の手續を了せられたる旨高木本縣林務課長を通じて萩町長へ通知ありたり

◎御大禮記念事業調査

委員會

今秋行はせらるゝ御大禮記念事業に關しては五月

二十三日の町會に於て議員中より委員十名(大田民藏、齊藤將人、田中清二、田中太郎吉、吉賀要作、井山藤一、吉松毅章、佐伯宇穂、來島谷藏、末岡周介)を選定し町長の諮問に對する答申に付審議することゝなり六月五日其第一回委員會を町衙に開催せり當日は齋藤議員を除き九名出席大田議員を委員長に互選し審議の結果町有林野の内六町歩に記念竹林を經營し一般の模範を示す傍ら町の收入をも計ることを以て適切な事業なりとし答申事項を決定したり

◎山縣有朋公記念事業に就て

山口縣廳大森吉五郎氏より左の計劃趣意書を添へ寄附金醴集方萩町長へ申越しあり、萩町は故公爵

生地の関係もあり、本事業達成の爲舉町一致の御援助ありたきを希望する次第なり、尙ほ、縣内の寄附金は、本縣廳知事官房に於て、取扱の筈につき、来る九月二十五日迄に町衙に寄託するゝものに付ては便宜上之を一纏めとし送致することゝせり

拜啓時下愈御清穆之段奉恭賀候陳者樞密院議長元帥陸軍大將從一位大勳位功一級公爵山縣有朋公薨去せられしより既に七年を経過仕候處下名等相謀り山縣有朋公記念事業の計畫相立て故公の銅像を鑄造し禁城域外に建設して英風を千載に傳へ又傳記を編纂して江湖に頒布し以て故公の偉蹟を後昆に遺さんことを發議仕茲に博く有志諸賢の御賛同を懇請致す次第に御座候

顧ふに故公八十六年の生涯は明治大正の活歴史とも申すべく明治維新の大業に翼賛せるを始めとし内外諸制度の制定、特に地方自治制度の創設、陸軍組織の樹立、國民德育の涵養、教育制度の普及等文といひ武と云ひ關り知らざる無く、奇兵隊活動の當初より戊辰役、十年役、日清日露の兩役其

他大小の諸戰役に際し參畫せられざりしもの無之候此の間又内閣を組織せらるゝこと前後兩回樞密院議長たること通じて十數年に及び其勦勞の偉大なること殆んど他に類例も無之と存候世途兎角多端にして動もすれば適歸を失はんとする現今に於て故公を追憶し記念せんとするの業は當に先輩を瞻仰する吾人後進の私情のみには無之ことを確信仕候但何分にも之が爲め巨大の費資を要すべき儀に有之候へば何卒右の趣旨御賛同の上本計畫に對し御出捐相仰度右記念事業發議に際し懇請申上度如斯候 敬具

昭和三年五月 日

山縣有朋公記念事業發起人總代

男爵	田中義一
子爵	清浦奎吾
子爵	後藤新平
子爵	澁澤榮一
男爵	益田孝
	白川義則
	大島健一

山縣有朋公記念會規約概要

- 一、本會の名稱は山縣有朋公記念會とす
- 二、本會は山縣有朋公を記念する爲其銅像を建設し且傳記を編纂頒布するを目的とす
- 三、本會の事務所は當分の内東京市麴町區内山下町一丁目一番地東洋ビルディング内に置く
- 四、本會の目的を達成する爲必要なる經費は知友故舊等の有志者の寄附金を以て之に充つ
- 五、本會の目的を贊助し金拾圓以上を寄附したる向には本會の編纂する山縣有朋公傳記一部を贈呈す
- 六、銅像の様式、建設の地位、製作者、傳記の様式、其編纂者、其頒布先其他重要な事項は發起人總代の協議に依り之を決定す
- 七、本會の事務を分掌する爲發起人總代の協議に依り委員若干名を依嘱す
- 八、本會の事業に關する金錢の出納は之を明確にし事業完了の後之を報告す
- 九、本會の經費に餘剰を生したるときは銅像の維持資金として發起人總代の協議に依り適當なる

方法を以て之を保存す
相當なる額の維持資金を置きて尙ほ餘剰あるときは發起人總代協議の上山縣有朋公記念の爲之を使用することを得

以上

備考

- イ、本事業の經費は銅像建設關係約金拾參萬圓傳記編纂及頒布關係約金七萬圓合計約金貳拾萬圓の豫定とす
- ロ、銅像建設の場所は略は東京市麴町區永田町陸軍用地内に豫定す
- ハ、本事業は着手後二箇年を以て完成すへき見込とす

◎田中首相遭難に付見舞

電報を發す

田中首相が去月八日上野驛發列車に依り宇都宮市に於て開催の政友會大會に列席の爲午前九時十五分同驛長室に入らるゝ刹那一兎漢躍り出で首相を

目がけて短刀を以つて襲はんとしたるも幸に無事なりしことは國家の爲同慶に堪わざる所なり右の報を聞知したる萩町は即座に左の見舞電報を發したり

田中義一閣下

閣下を襲はんとすること二回而も微傷だも負はせられざりしは百年を壽くものと謂ふべく邦家の爲萬悅の至りに堪わす今後一層の御自重を祈る右萩町を代表し謹みて御見舞申上ぐ

林 萩町長

◎阿武郡町村長及庶務主任集會

六月十五日元阿武郡役所集會所に於て本郡内の町村長及庶務主任集會を開催本縣指示の町村條例規則及規程類の設定改廢に關し協議する所ありたり

◎時の記念日

六月十日は全國一齊に施行せらるべき時の記念日

に當れるを以て萩町は特に各戸に對し宣傳ビラを配付し且つ當日午前午後の各六時に「サイレン」を以て正確なる時間を報知して時間尊重の觀念を喚起する所あり

因に本町の「サイレン」は音響の發したる瞬間を以つて正時とする定めなるにより留意ありたし

◎起寢時刻通知に就て

今般夙起宵寢獎勵の爲左記の通「サイレン」に依り時刻を通報することとせり

起寢時刻表

起床の時

一、自十一月一日 至一月三十一日	午前六時
二、自二月一日 至四月三十日	午前五時三十分
三、自五月一日 至七月三十一日	午前五時
四、自八月一日 至十月三十一日	午前五時三十分

就寢の時

一、年間を通し

午後十時

◎區長就職

今古萩町區長 岩武 改一
越ヶ濱第一區長 岸田 雪城
右六月十五日日本町會の決定を經就職せり

◎萩町區長一部の召集

新堀川及藍場川の浚渫並清潔保持の方法に關し六月二十一日關係區長を召集し警察官の出席を求めて大要左の事項を協定し之か實行を申合せたり

記

一、本年度は町直營にて兩河川の浚渫を施行すること

一、汚物及塵芥等を投棄せざる様區長より區内一般へ注意を促すこと

一、前記の事項を犯したる者あるときは萩町又は警察署に其の旨を報告すること

一、今後は警察署と萩町と相協力し嚴重に之が取

締を爲し犯したる者は處罰すること
一、新堀川筋の要所に萩町費を以て塵芥箱を設置すること

一、汚物及塵芥を河川内に投棄せざる様關係各戸に宣傳ビラを配布すること

一、炊事場の汚物を直接河川内に流出する様設備を爲したる者あるときは區長は之を調査し其の氏名を萩町に報告し警察署を經て之が改造方を命ずること

一、本年の浚渫時期は來る八月十五日以後とし夫れ迄の間に萩町に於て兩河川の汚物を掃除すること
一、關係區民は區長監督の下に毎月少くとも二回以上兩河川の汚物の掃除を爲すこと

六月十五日日本町會の議決を經たる町會議員選舉施行手續左の如し

◎萩町會議員選舉施行手續

第一章 總則

第一條 本手續に於て單に制と稱するは町村制を

令と稱するは市制町村制施行令を規則と稱するは市制町村制施行規則を謂ふ

第二章 選舉人名簿

第二條 制第十八條の二第二項の告示は第一号様式に依る

第三條 選舉人名簿を縦覧に供するときは主務吏員之を監視し別に縦覧人名簿を設け其の氏名及縦覧月日等を記載すべし

第四條 制第十八條の四第四項の告示は第二號の様式に依る

第五條 選舉人名簿登載者中死亡者又は失權者ありたるときは選舉人名簿に左式の附箋を貼付し町長の職印を以て割印を爲すべし

昭和何年何月何日死亡
(何々に依り失權)

何 某

第三章 投票

第六條 制第十九條第一項の告示は第三號様式に依る

第七條 選舉立會人及投票立會人は選舉期日の前日迄に之を選任し選舉當日投票時刻迄に選舉會

場又は投票分會場に參會せしむることを要す

選舉立會人及投票立會人を選任する場合は第四號様式に依り之を通知し同時に請書を徴すべし選舉立會人及び投票立會人投票開始の時刻に至り參會せざる者あるときは若は中途其の職を辭したる爲定數を缺くに至りたるときは臨時に選舉人中より之を選任することを要す但し其の數二人に達するときは此の限りに在らず

前項の場合に於て投票分會長は町長の指揮を受け投票立會人を選任すべし

第八條 選舉會及投票分會の開閉は振鈴を以て之を報す

第九條 選舉會場及投票分會場には左式の標札を掲ぐべし

萩町會議員選舉(何々投票分會)會場

第十條 選舉會場及投票分會場は第五號様式に準し之を設備す但し開票の場合は第十一號様式に依る

第十一條 投票記載所の卓上には、硯、墨、毛筆

鉛筆及點字器を備へ投票の記載に支障なき様設備を爲すべし

第十二條 投票函は第六號様式に依る

第十三條 投票用紙は第七號様式に依る

第十四條 町長は選舉の期日の告示後直に投票分會長に投票用紙投票函及選舉人名簿の抄本を交付し受領證を徴することを要す

第十五條 制第二十二條の三項及令第十一條第三項の封筒は第八號様式に依る

第十六條 投票分會長は第九號様式に依り投票用紙及封筒の收支計算書を作り殘餘及汚損の投票用紙並封筒を添へ投票函と同時に之を選舉長に送致すべし

第四章 開票

第十七條 制第二十四條の告示は第十號様式に依る

第十八條 選舉長は投票點檢に先ち選舉會場の入口を開き選舉人名簿に對照したる後參觀人を入場せしむべし

第十九條 選舉長は各會場の投票函毎に投票の總

數と投票人の總數とを計算したる後投票の効力に關しては選舉立會人の決定に付し更に被選舉人毎に就き有効投票數を計算すべし

前項の計算終りたるときは選舉長は各被選舉人の得票數を朗讀し且選舉會場内に之を掲示すべし

第五章 當選

第二十條 制第二十九條の當選告知は第十二號様式に依る前項告知書を送達する場合は使丁又は書留郵便を以てし受領證若は配達證明を徴することを要す

第二十一條 制第三十一條第二項の告示は第十三號様式に依る

附則

本規定は次の選舉より之を施行す
(様式畧す)

◎萩町辭令

山崎重藏

任萩町技手
土木課勤務を命す(六月五日付)
雇 長岡ヨシ子
依願免本職(六月六日付)
田村孝輔
雇を命す
財務課勤務を命す(六月七日付)

學 事

◎小學校教員の昇級

明倫尋常高等小學校
六級下俸給與當分六十八圓 訓導 伊藤猪之助
同 上 同 佐伯清音
七級下俸給與當分五十八圓 同 宇佐川ヨネ
同 上 同 佐々木シヅ子
八級上俸給與當分五十三圓 同 笹井フサ子
同 上 同 村田和子

同 上 同 張ツユ
同 上 同 岩武誠
六級上俸給與當分四十八圓 同 尾川ミツ
八級下俸給與當分四十八圓 同 久保アヤコ
八級上俸給與 同 下井愛子
二級下俸給與當分四十三圓准訓導 同 大谷キク
三級上俸給與當分三十八圓 同 瀨川愛子
同 上 同 服部貞子
三級下俸給與 同 丸見シツ
椿東尋常高等小學校
四級下俸給與 訓導 木藤梅吉
七級下俸給與當分五十八圓 同 山本秋一
八級上俸給與當分五十三圓 同 杉山直人
同 上 同 淺野トシコ
五級下俸給與當分五十三圓 同 田淵ヨシ
八級下俸給與當分四十八圓 同 佐伯まつ子
九級上俸給與 同 堀江貞子
越ヶ濱尋常高等小學校
七級下俸給與當分五十八圓 訓導 永富正志
椿西尋常高等小學校

六級下俸給與當分六十八圓 訓導 栗山亥駒
二級上俸給與當分四十八圓 准訓導 西山チトセ
月俸五十三圓給與 准訓導心得 岡 正彦
白水尋常高等小學校

五級上俸給與 訓導 池田彦三
七級上俸給與當分六十三圓 同 一來テル
同 上 同 堀熊吉
八級上俸給與當分五十三圓 同 島フミ
木間尋常高等小學校
八級下俸給與當分四十八圓 訓導 石川耕介
以上五月三十一日付

山口縣

◎小學校教員改姓

椿東尋常高等小學校訓導桂文子は長嶺文子と改姓
同校訓導景由瀧槌は田邊瀧槌と改姓

◎縣設夏期講習會開催

縣設教員夏期講習會を萩町内小學校に於て左の通

開催せらる

講習科目 修身 期間 自八月五日 四日間
至八月八日

◎越ヶ濱小學校積立金處分

六月十五日の本町會に於て同校積立金壹千圓を廢
し理科室電氣裝置及學校林經營の費途に充つるこ
とを議決せり

産 業

◎副業獎勵に關し萩町長より町内の各戸に當て左
の「パンフレット」を配付せり

◎家庭工業のすすめ

▲皆さまに家庭工業をお奨め致すにつき御共鳴を
得たい爲重ねて左に一言を呈しますから御一讀
を願ひます

▲萩町は過る大正十二年四月元の一町三ヶ村が合

同致しました以來山口縣二百二十ヶ町村の中人口數に於ては第一位を占め又生産能力に於ても敢て人後に落ちない程前途有望なる自治團體を形も造り得たのであります而して山陰本線の鐵道も近頃著々と工事が進み其の内には萩小郡線鐵道も敷設せらるゝ様に相成るとすれば萩町の面目は必ずや近く一大變革を來すことは智者を俟ちて知るべきものでは御座りませぬ

▲所が退いて萩町今日の商取引の有様を観察しまするに其のお得意先は萩町夫れ自身と萩町を圍繞する附近十ヶ町村の外には萩町に來往する幾多の觀光客位のものに限られて居りますから茲に何とかの方途を稽へませぬれば到底現在より以上に發展の見込は無様に思はれます夫れにつき今後の萩町興隆策としては是非とも此の商業の外に新たに萩町内に何等かの工業を誘致することが目下の急務であると存する次第であります

▲工業を盛んにすることになれば自然萩町内に工場が設置せらるゝ様になり他所からも職工が入

り込むこととなれば普通が勞働者一人につき人口が五人以上増すと云ふのでありますから仮に職工が三千人も入り込むとすれば總人口に於て一万八千人以上殖へることとなり工業が盛んになるに連れ商業上にも尠からず活氣を呈する譯となります

▲然れば萩町は工業を興すにして適當の土地柄である否かと申しまするに水も充分であり電氣や石炭の供給も容易である上に土地も廣く廳では汽車の便も開け海陸の交通狀態も一變して來るのでありますから所謂天恵の地を占めて居ると云ふて差支へありませぬ極端に申せば自然に工業の興り得る情勢を有つて居るのであります

▲茲に於て強て皆さまの御一考を煩はさねばならぬことが一つあるのです即ち工業を興すと云ふても萩町の人達に資本を出して戴き事業を企つることは今日までの經驗上或は困難ではないかと考へられます寧ろ其の途に體驗のある人と資本とを此の萩町に迎へ皆さんは其の事業に對し物質的にも精神的にも援助をして戴くことが最

良の方法であると思ふのであります世上の噂さに依ると萩町の人達は此の土地を商工業地化することを欲せず雷々安住地として永く其の命脈を保ちたいが爲工業に對しては餘りに好感を有たぬから前途に發展の途を塞いて居ると申して居ります

▲兎に角右の噂さの如きは一部分を捉へて全豹を窺ふの誹りを免れませんが今日生存競争の激烈なる場面に立ち生活の安定を得んとするには其の土地／＼に適當なる事業を興すことは固より必要なものであるのみならず今日の時代に處しては是非とも御互に一步以上進みたる考へを持たぬといふと不知不識の間時勢に恵まれぬ落伍者となることは火を賭るよりも明かであると云はねばなりませぬ

▲萩町に工業を誘致するにつきては其の事業の性質が恰適のものである以上は萩町の皆さまが其の經營に對し精神的に好感情を以て迎へらるゝことが何よりも善いのであります如何にして好感情を與へるかと申せば皆さんが今日以上に職

業氣分を奮起して下さるの一事に過ぎないのであります即ち萩町の人達は遊び嫌ひで仕事好きであるといふことが廣く知れ渡りたれば他地方より此の土地に入り込み適當の事業を興して呉れることとなります

▲皆さまに家庭工業をお奨めするのは全く右の理由に基くのであります此の餘剩勞力を活用する程度の家庭工業により收入する利益は萩町全體を通じ一ヶ年間約四十萬圓に達する見込でありますが當に此の工業に依り生活の資料を得て下さいと云ふのでも無く又其の工賃を貯金して下さいと云ふ消極的方面のみでも無く基く處は皆さまに萩町發展の爲實際の仕事に手を染めて戴き共に共に一層の努力を拂ふて貰ひたいと云ふ譯合であります

▲夫れ故家庭工業の種類の如何を問はず又其事柄が主業の餘暇を利用して仕事をするのでありますから仮令ば一日働いて僅か五錢の利益があろうとも之が參錢に減することがあるとも倦まず怠らずして仕事に面白味を持ちて戴き進んで

萩町の人氣を新たにして事業家を歓迎する覺悟を有ちて貰ひたいものと思ひます

昭和三年六月十日

萩町長 林 勇 輔

●穀蟲の驅除方法紹介

米麥其の他作物害蟲驅除に付ては當業者各位に於かれても近年一段の御注意と御努力を拂はれまするに依り差したる大慘害を被りました様なこともなく御互に結構なることであります。が是等の物が收穫されますと多くの場合安心勝ちとなり何時の間にか多數穀蟲の爲に蝕害されることも多く折角と汗水たらして作り上げた貴重な穀物は不知不識の間に非常に減量惡變し思はぬ損失を蒙ることになります。故に穀蟲の驅除と云ふことは實に大切なことであります。左に其の實行方法の大略を紹介して参考に供します。

記

一、時期 穀蟲の驅除は五月六月が一番の好時機

2、燻蒸時間短かきに失せざること
3、燻蒸後は窓を開放し直ちに室内に入らざることを

4、靜穩にして氣溫高き日を選ぶこと
5、二硫化炭素は引火性強く注意を要す

●蚕絲業に關する事項

本秋行はせらるへき御即位の大禮に際しては國を擧げて奉祝の誠意を捧ぐべきは勿論にて特に本邦の蠶絲業は歴代の皇室より厚き御獎勵を賜り今日の盛況を見るに至りたるを以て之れが慶祝の微意を表するため萩町内養蠶家田村源吉外百五拾八名は良繭六拾粒宛を奉獻のため六月廿二日大日本蠶絲會山口支會へ宛て送致せり

●博覽會に關する事項

一、岡山市主催の大日本勸業博覽會に出品中萩町の入賞者左の如し

であります

一、驅除用藥品クロールピクリン（コクドール又はホドウスール）
或は二硫化炭素

一、藥品購入方法 萩町勸業課又は萩町農會に於て購入方を斡旋す

一、藥品使用方法 萩町勸業課又は萩町農會に申出になれば實地の指導を致します。尚ほ使用方法を簡端に申し上げれば次の通りであります

藥品名 クロールピクリン 二硫化炭素

使用量 倉庫又ハ容器内客積一千立方尺ニ付一ポンド（同上）四ポンド乃至五ポンド

燻蒸時間 三―四晝夜 二晝夜

使用法 俵の最上部に一ポンドに對し一坪の廣さに莖を三枚位重ねて敷き藥を薄く擴ぐることを

俵の最上部に淺い磁製の鉢（一鉢に一ポンド入）を配置し注藥せば直に室外に出づること

注意事項

1、倉庫内又は容器の目張りを嚴にすること

銅牌	萩の譽	東田町	久繼	實
銅牌	萩焼	無田ヶ原	三輪	録郎
銅牌	萩焼	中ノ倉	坂	高麗左衛門
褒狀	萩の薫	米屋町	光國	貞太郎
褒狀	玩具子持達摩	香川津	沖見	富吉

●海外發展獎勵講演會の開催

一、東京市拓殖大學長後藤新平氏の紹介に依り同大學教授小林郁指導の下に海外發展獎勵巡回講演會開催中の處山口縣に於ても之を後援することとなり来る七月二十日午後七時より萩町公會堂に於て右講演會を開催すること、せり多數の來聽を希望す

●六月中輸出入貨物調査

萩税關支署調査

夏蜜柑 百六拾九噸、四千七百六拾貳圓、大連
安東行 但し鐵道便に依りたるもの
本年一月以降累計 七百〇七噸、壹萬五千九百六

拾六圓

因に五月中の夏蜜柑參百九拾八噸は四拾噸の誤に付訂正す

◎御大典記念公有林野縣

行造林申込

六月十五日の本町會に於て左記萩町有林野を縣行造林地に指定方本縣に對し申込を爲すことを議決せり

記

大字	字	地番	地目	林小實測	備考
椿東田床	三三	山林	九は九五	昭七年度新植豫	定地禿裸地アリ
全	全	全	九に二、五	昭八年度新植豫	定地禿裸地アリ
全	全	全	九は二、七	昭九年度新植豫	定地禿裸地アリ
計	全	全	三、五七		

◎蒲鉾製造講習會

蒲鉾製造に關する研究資料を提供し斯業の改善向

上の途を拓き生産の増加を圖らむが爲六月五日より五日間濱崎新町後藤市五郎氏所有工場に於て萩町主催標記の講習會を開催せり講師として兵庫縣明石市澤井種治氏を招聘し蒸蒲鉾竹輪、眞丈、厚焼テンブラ、オランダ及細工蒲鉾等多種目の製品に付講習を了せり講習生は吉谷啓一外二十名の外に聴講生として綾木市藏外二十九名の者連日出席し豫期以上の効果を奏したり

◎杉磨丸太製造講習會

来る八月七日より四日間の豫定を以て萩町沖原に於て間伐材利用杉磨丸太製造講習會を開催の豫定に付希望者は其の旨を關係區長役場迄申出てられし此の種杉磨丸太の製造は近年隣村川上村及縣下各地に於て開始せられ目下京都産磨丸太と並稱さるゝ優良品の産出を見るに至り農家の副業として有望なる事業なるを以て縣に於ても林産關係の副業として極力獎勵中に屬し今回の講師も縣山林會より派遣の筈となれり

◎山東派遣軍へ夏蜜柑

供給

山東派遣軍へ夏蜜柑供給に關し字品陸軍糧秣支廠に於ては六月二十四日全廠調達部主任多田一等主計來萩三百七十二籠の買上げを得たるに依り萩町坪倉金治郎末永光藏井山藤一の三氏を供給者に選定し七月六日門司發日光丸に搭載發送せり
萩町は此の機會を利用し消費宣傳及販路擴張の目的を以て「夏蜜柑のおいしい食べ方」といふパンフレットを添屬し發送したり

◎六月中町立萩魚市場

賣買取扱高

萩魚市場	三三、五二七、五六〇
同越ヶ濱出張所	一四、五四〇、〇八〇
同玉江出張所	八、二九四、二四〇
合 計	五六、三六一、八八〇
四月分以降累計	二五三、七〇七、二五〇

財政經濟

◎萩町歲計豫算

六月十五日日本町會の議決を経たる昭和三年度萩町一般會計並に特別會計歳入歳出追加更正豫算の要領左の如し

昭和三年度萩町一般會計
歳入歳出追加更正豫算

科 目	經常部	臨時部	變額	豫算額	豫算額
三、交 付 金	二、縣稅徵收	三三、〇〇五	七、四六七	四、二八九	六、九三五
經 常	臨時部	三三、〇〇五		三、七五七	
科 目	豫算額	豫算額	豫算額	豫算額	豫算額
變額	豫算額	豫算額	豫算額	豫算額	豫算額
豫算額	豫算額	豫算額	豫算額	豫算額	豫算額

三、寄附金		七、五九二	五、七五〇
二、土木費寄附		三、三三二	一、五〇〇
臨時部	計	一五、〇八四	一五、二四二
經常部	計	四七、〇八九	四四、七五
四、役場費		豫算額	豫算額
四、需用費		五、九三七	五、三三七
二四、諸稅及擔		九、三三三	九、〇一三
二、負擔		五、三七四	一、二七四
三〇、豫備費		五、〇五七	九、七
一、豫備費		二、九七七	一、八六八
經常部		二、九七七	一、八六八
臨時部		二、五〇六	二、九、五七
二、土木費		豫算額	豫算額
一、道路橋梁費		三、四七〇	三、五、四三
七、越ヶ濱小學校營繕費		一三、六三三	一〇、九〇五
七、越ヶ濱小學校營繕費		二、二五	一、二五

二〇、積立金		一、九九五	九、五
二、設備費		三、四	一、三四
二二、雜支出		五、八七〇	一、二五〇
三三、購入費		五、一六三	六、〇〇〇
臨時部		九、五	九、五
昭和三年度萩町特別會計恩賜金歳入歳出追加豫算		二、九、九三	二、五、四八
昭和三年度萩町特別會計恩賜金歳入歳出追加豫算		四、七、〇八九	四、四、七五
二、繰越金		豫算額	豫算額
一、前年度繰越金		一、一	一、一
三、雜收入		一、一	一、一
歳入		一、一	一、一
歳出		一、一	一、一

一、恩賜金造成		七、七	七、七
歳出		七、七	七、七
昭和三年度萩町特別會計小學校基本財産歳入歳出追加豫算		七、七	七、七
一、恩賜金造成		豫算額	豫算額
歳入		一、六二	一、六二
歳出		一、六二	一、六二
一、基本財産		豫算額	豫算額
歳入		一、六二	一、六二
歳出		一、六二	一、六二
昭和三年度萩町特別會計香雪園基金歳入歳出追加豫算		一、六二	一、六二
一、基本財産		豫算額	豫算額
歳入		一、六二	一、六二
歳出		一、六二	一、六二

一、基金ヨリ生		二、二	二、二
歳入		二、二	二、二
昭和三年度萩町一部會計椿東區費歳入歳出追加豫算		二、二	二、二
一、基金收入		豫算額	豫算額
歳入		二、二	二、二
歳出		二、二	二、二
二、基金造成費		豫算額	豫算額
歳入		二、二	二、二
歳出		二、二	二、二
昭和三年度萩町一部會計椿東區費歳入歳出追加豫算		二、二	二、二
一、基金造成		豫算額	豫算額
歳入		二、二	二、二
歳出		二、二	二、二

科 入		科 出		科 入		科 出	
一、雜入金		一、雜支出		一、椿區準備費		一、椿區準備費	
合計	項目	合計	項目	合計	項目	合計	項目
二 九 四		二 九 四		六 二 六		六 二 六	
豫算額		豫算額		豫算額		豫算額	
三、八二		三、八二		三、八二		三、八二	

科 入		科 出		科 入		科 出	
一、椿區準備費		一、椿區準備費		一、椿區準備費		一、椿區準備費	
合計	項目	合計	項目	合計	項目	合計	項目
二 九 四		二 九 四		六 二 六		六 二 六	
豫算額		豫算額		豫算額		豫算額	
三、八二		三、八二		三、八二		三、八二	

科 入		科 出		科 入		科 出	
一、椿區準備費		一、椿區準備費		一、椿區準備費		一、椿區準備費	
合計	項目	合計	項目	合計	項目	合計	項目
二 九 四		二 九 四		六 二 六		六 二 六	
豫算額		豫算額		豫算額		豫算額	
三、八二		三、八二		三、八二		三、八二	

昭和三年度萩町一部會計椿區費歳入歳出追加更正豫算

◎昭和三年度五月分諸税納税成績

五月納期の田租及雜種税の徴收金額貳萬七千貳百六拾八圓其の人員六千九百人の内田租は完納となり雜種税に於て千七百八圓其の人員貳百六拾七人の滞納を見たるも昨年度同期の滞納に比し約半數を減するの好成績を得たり其の川内川外別滞納及滞納因由別延人員等左の如し	
前年	本年
怠慢他町所在 又は村轉不明 貧困出	怠慢他町所在 又は村轉不明 貧困出
三六	一三
比較 △減	△一〇三

二、道路改修費		三、雜支出	
合計	項目	合計	項目
三、八二		六、二六	
豫算額		豫算額	
三、八二		三、八二	

◎昭和三年四月一日現在縣稅雜種稅課稅物件個數調

物件名	數	量	摘 要
小 船	九	四	内モーター付三
發 船	三	八	
西 船	八	〇	
荷 車	四〇		内自家用
人 車	一、三二		内農業專用
荷 車	三		
牛 車	二、六九		内發動機附
自 車	五		内三輪車
自 車	五		内荷物用
水 庫	一五七		
備 人	四		

◎昭和三年四月五月中町公金取扱狀況

町費金 收入高五萬五百六拾七圓參拾貳錢

椿東	椿	山田	計
二二〇	二五	三三	四九三
七五	一六	二一	一〇八
△一四五	△九	△二	△二六八
三、八二			三、八二

◎昭和三年度所得稅營業收益稅及資本利子稅額ノ決定

昭和三年度萩町に於ける所得稅、營業收益稅及資本利子稅額の總額は左記の通にして前年に比し資本利子稅を除く外所得稅は金額人員共約二割營業收益稅は金額人員共約一割を減少せり

稅目	前年	本年	増△減
人員金額	七五、三三〇	六六、三〇、九〇七	△一三、六、四二
所得稅	九四、三七、三五〇	八四、〇四、五七六	△一〇、三、七七四
營業收益稅	六〇	四七三	△四一三
資本利子稅	一六五、〇七九	一五五、九五五	△九、一二四

支拂高貳萬八千九百參拾九圓七拾五錢	國稅金	收入高壹萬壹千五百拾四圓六拾錢
支拂高壹萬壹千五百拾四圓六拾錢	縣歲入金	收入高貳萬參千七百拾貳圓八拾九錢
支拂高壹萬貳千五百拾壹圓七拾五錢	町費金	收入高參萬七千九百貳拾圓四拾八錢
昭和三年五月中町公金取扱狀況	國稅金	收入高壹千九百七拾壹圓參拾七錢
支拂高參萬七千貳拾貳圓八拾四錢	縣歲入金	收入高壹萬壹千六百壹圓六拾七錢
支拂高壹千九百七拾壹圓參拾七錢		支拂高壹萬參千四百七拾五圓四拾六錢

●我國の國富千二十三億圓

内閣統計局が大正十一年國勢院時代に試みた大戰前後の國富調査の例に依り最近に於ける國富を推算したるところによれば大正十三年末に於ける我が國富は一千二十三億圓人口一人當り一千七百三十一圓となり近年我が國富は可成りの増加を示し

てゐるしかしなほ英米に比すると非常なる劣勢を免れぬことは勿論である

國富總額(單位萬圓)

大正十三年末	一〇、二三四、三四九
戰後(八年末)	八、六〇七、七〇七
戰前(二年末)	三、二〇四、三二三
戰後比較	一、六二六、六四二
戰前比較	七、〇三〇、〇三六

人口一人當り(單位圓)

大正十三年末	一、七三一
戰後	一、五三〇
戰前	六〇六
戰後比較	二〇一
戰前比較	一、一二五

大正十三年末國富内譯

鑛山	三五二、三二三
海湖川及港灣	五一五、八六〇
樹木	一七四、七六七
建物	一、六三二、七二一
家具及家財	九六八、四〇一

製造工業機械

鐵道及軌道

農產品

工產品

貨幣地金銀

各種財産

外國に於ける國富(單位百萬圓)

アメリカ(一九二五年)	七六二、三五六
イギリス(同)	二二六、三三〇
フランス(同)	一〇三、五二〇
ドイツ(一九二二年)	七一、六一四
イタリー(一九二五年)	四四、七三八
オーストラリヤ(一九二二年)	一九、四三八
人口一人當り(單位圓)	

アメリカ

イギリス

フランス

ドイツ

イタリー

オーストラリヤ

●納稅督勵の擔當者

其の區域

山田書記	東濱崎、吉田町、古萩、唐樋町
堀田書記	椿區、川島
上村書記	越ヶ濱、小畑浦、後小畑、後地
時山書記	山田區、熊谷町、津守町、北古萩
中村(三藏)書記	無田ヶ原、香川津、鶴江、前小畑
板藤書記	東田町、西田町、瓦町
中村(敏勝)書記	目代、中津江、上野、椎原、中ノ倉、松本市、船津
佐方書記補	江向、河添、平安古
有田書記補	土原、橋本町、御許町
田中書記	戎町、南古萩、南片河、吳服町、油屋町、古魚店、春若町、北片河、今魚店町
山縣書記補	堀内、米屋町、今古萩、上五間町、下五間町

●町使丁の受持區域

松村 古魚、春若、北片、樽屋、今魚、塩屋、細工、北古津守、熊谷町、濱崎、新濱崎
厚東 川島、土原、御許町、唐樋、目代、中津江
上野、椎原、中ノ倉、松本市、船津、無田ケ原
藤田 橋本、江向、河添、椿區
野村 平安古、山田區
神崎 東濱、香川津、鶴江、前小畑、后地、後小畑、越ヶ濱
山根 吳服、油屋、南片、南古、戎町、瓦町、堀内、米屋、上五、下五、東田、西田、吉田
古萩、今古萩

軍事

●昭和三年度陸軍簡閱點呼

執行官 陸軍歩兵中佐 増田久猛

●軍隊の行軍

一、山口歩兵第四十二聯隊第一大隊は岡崎大隊長揮指の下に下士卒三百七十名と共に六月十一日午前六時大田町を發し同十一時萩町着御許町に於て晝食午後一時奈古村に向け出發せり因に右一行に對し萩町よりはラムネ萩分會よりは夏蜜

柑を寄贈せり

二、山口衛戍病院に勤務中の看護卒貳拾五名は天野院長と共に六月十一日來萩橋本町富田旅館に一泊十二日午後大津郡に向け出發せり

三、山口歩兵第四十二聯隊第三大隊は添田大隊長指揮の下に下士卒三百五十名と共に六月十九日午前四時明木村出發午前九時萩町着松陰神社參拜全所に於て高田宮司の松陰先生に關する講演後其の附近にて晝食午後一時福川村に向け出發せり因に右一行に對し萩町よりはラムネ椿東分會よりは夏蜜柑船津區よりは麵包を寄贈せり

●軍艦寄港

軍艦平戸は海軍艦上点呼の途次七月十三日午後二時萩港入港翌十四日午後七時出港の豫定にて左記の通觀覽を許可せらる

左記

七月十三日 入港時より午後五時迄
七月十四日 午前八時より午後五時迄

附屬下士 陸軍歩兵軍曹 中司八郎
日時 場所 參會スヘキ分會

八月二日午前七時卅分 明倫小學校 椿東分會
八月三日午前七時卅分 萩分會
八月四日午前七時卅分 萩、椿、六島村分會
八月八日午前七時卅分 白水小學校 山田三見村分會

已教育者 大正六年全八年全十年全十二年全十四年全十六年全十八年全二十年全
未教育者 三年全十年全十四年全二十年全

右表の年次に於て徴兵検査を受けたる者とす但し下士は右表の年次に於て任官したる者

●慰問袋の寄贈

山東派遣軍慰問の爲萩町大正會及帝國軍人後援會萩町婦人團の幹旋に依り町内各區長と共に慰問袋募集中のどころ締切期日迄に既製品二千三百三十袋の外現金を以て寄贈せる高金六百九十七圓六十四錢に達したるに依り大正會に於ては更に袋及内容品を購買し萩高等女學校並に萩修善女學校生徒に夫々慰問袋の裁縫方を依頼し婦人團幹部の盡力に依り總數四千三百六十八袋を整理し六月二十日左記の通陸軍運輸部門司出張所へ宛發送せり

左記

山東派遣軍第六師團司令部宛(三千百三十一袋) 全
第三師團司令部宛(千二百三十七袋)

●軍港並軍艦觀覽に就て

各種學校及各團體等吳軍港並同港に碇泊する軍艦の觀覽方に付其の筋より左の通知ありたり

左記

一、軍港並軍艦觀覽時刻は午前八時より午後四時

迄とす但し月曜日土曜日の午前は海軍側の都合に依り之を避くること
二、陸上吳工廠等は日曜日公暇日は之を避くること

土 木

町村道に關する町會議決

六月十五日日本町會の議決を経たるもの、中村道に關する事項左の如し

町村道等級に關する件

一、路 線 名 堀内東田町線
右町村道は之を萩町一等道路に編入す

寄附受理の件

萩町字平安古

林 安次郎

萩町大字東田町字東田町第十七番の一

一、宅 地 五坪五合
萩町大字東田町字東田町第十九番の七
一、畑 地 四十六坪四合
合計五拾壹坪九合
此見積價額金貳千圓也
右町村道堀内東田町線字東田町地内道路改修敷地として寄附申出に付之を受理するものとす

寄附受理の件

佐波郡防府町

公爵 毛利 元 昭

一金壹千八百四拾貳圓也

是は道路敷地六拾壹坪四合買收費として寄附
内 譯

金壹千貳百貳拾八圓也 大正拾五年四月三十日寄

附申込金高

金六百拾四圓也

今回追加寄附申込金高

右は町村道堀内東田町線字東田町地内道路改修敷地買收費金の内へ寄附申出に付之を受理するもの

とす

越ヶ濱簡易水道改築

工業費補助

豫て申請中の越ヶ濱簡易水道改築工事に對する縣費補助は本年六月六日付を以て左記の條件により本縣知事より交付指令ありたり

記

- 一、補助金は改築工事費の三分の一以内とす
- 二、補助金は昭和三年度より拾ヶ年に分割下付する見込

阿武川の洪水

六月二十四日は前夜來降り續きし豪雨の爲阿武川は午後九時に至り約九尺を増水し下流鶴江一帶の家屋内に浸水の箇所あるを以て區民は急遽濱崎洲口を切開きて僅かに此の難を免るゝを得たり同十時頃上流よりの流出物夥しく爲に松本川に架設の

中津江橋は中央部二十餘間墜落し松本橋亦一時危険に陥りたるのみならず益々増水の虞あるに依り警察署と協力して水防組及消防組の非常召集を行ひ其の一隊は橋本川筋の警戒に當り一隊は附近の區民と共に徹宵松本橋の障礙木竹の除却作業に従事したり是より先川島樋の口方面は區民の機敏なる行動に依りて嚴重なる施設を爲し事なきを得たり被害は中津江橋一部の流失及堀内疏水護岸の崩壊せるもの二十二間等主なるものにして家屋の浸水せるものは鶴江、香川津、弘法寺玉江方面に多少ありしも人畜に被害無かりしは一般的救急施設の行届きたる賜なりと謂ふべし

通
信

昭和三十二年六月分萩郵便局事務取扱状況

種別		前年取扱數	本年取扱數	増減數
通常郵便物	引受配達	二八一、四八六 三〇七、三三〇	二五七、七六二 二四七、五六	二三、七四 五九、八〇四
小包	包引受配達	一、八九三 三七三	二、一三〇 四、〇一九	二二七 三〇六
電報	報受付配達	三、四四七 五、三七	四、〇一四 五、七〇一	五六七 三七四
全	中繼	一九六	二、〇六七	一五一
爲替振出	口數	一、三五一	一、四九九	一四八
全	拂渡口數	一、九九一	二、二七一	一八〇
全	振出金額	三一、四九〇、三六〇	四、一八、一九〇	二、六七、八三〇
全	拂渡金額	五、六二〇、三五七	一、九四、二四〇	一、六三、三八九〇
貯金預入	口數	一、九四三	二、二二一	二七八
全	拂戻口數	五八九	六六五	七六
全	預入金額	三四、五五九、八七〇	四、六一、三六〇	一、八〇、五一、四九〇

全	掛	金	額	一四、七二〇	六九六、七六〇	五五五、〇四〇
全	年	金	額	二三、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一三二、〇〇〇
郵便	年	金	口數	三	一	二
保	險	料		一四二、〇〇〇	六二、七〇〇	七九、三〇〇
全		金	額	二七、六六四、九〇〇	二、二三三、三〇〇	一五、四三二、六〇〇
保險	募	集	口數	三七	一〇〇	二七
全	拂	戻	金	額	二〇、八六、八三二、九七五、七五二、一五七、八三	

◎ 萩郵便局の保健衛生施設

裁郵便局に於ては六月二十日午後七時三十分より
裁公會堂に於て保健衛生活動寫眞會を開催し局員
百餘名同家族四百餘名その他各種團體長に觀覽を
乞ひ大に保健衛生に關し注意を喚起する處があつ
た

◎萩郵便局の精神修養講話

裁局にては六月十八日光樂寺住職守重哲雄氏を聘し現業吏員傭人全部に對し精神修養講話があつた

交通運輸

○ 荻三驛乘降客數並取扱貨物噸數

駟	四月	五、三六〇人	六、五八七人	五、八八八人	一、三五九噸	三九五噸
驛	五月	五、二五五人			一、八三噸	三七三噸
萩		旅客		發貨		送到
		乘客	降客	送		着物

◎朝鮮總督府命令航路朝鮮
北海道大連線

昭和三年七月分定期發着表

島谷汽船が萩に寄港することゝなれば毎月往航二回復航二回以上四回宛の入港となるのであります依て最近の發着日時表を掲載し各位の參考に資します

●萩郵便局の特別開通電
話受付

裁局本年度電話特別開通申請受付けは六月廿五日より七月四日迄十日間であつて受付は毎日午前八時より午後四時迄本年の設備費は昨年同様四百圓別に加算登記料五圓なるが申込者は昨年に劣らない模様である

東	萩	玉江	驛	計
四月	五月	四月	五月	四月
六、三四人	四、一三〇人	三、六七七人	一、〇五二人	四、〇〇〇人
四、二八人	四、四六人	三、〇六八人	一〇、五七二人	四、八八三人
一、八五噸	一、八八噸	二六三噸	四八九噸	三、四七七噸
七五九噸	一、五〇五噸	一五噸	五四噸	一、二六噸
				一、九三噸
				四、二〇噸

航											復		
釜	門		宮	舞	新	敦	伏	函	小	港	小	函	伏
山	司	境	津	鶴	鶴	賀	木	館	樽	名	樽	館	木
發着	發着	發着	發着	發着	發着	發着	發着	發着	發着	發着	着	發着	發着
八月五日	八月四日	八月三日	八月二日	八月二日	八月二日	八月一日	七月卅一日	七月三十日	七月廿七日	七月廿六日	七月廿三日	七月廿二日	七月十九日
午後	午前	午前	午後	午後	午前	午後	午前	午後	午後	午後	午後	午前	午後
八月十九日	八月十八日	八月十七日	八月十六日	八月十六日	八月十五日	八月十四日	八月十三日	八月十二日	八月九日	八月八日	八月五日	八月四日	八月二日
午後	午前	午前	午後	午後	午前	午後	午前	午後	午後	午後	午後	午前	午後
八月卅一日	八月三十日	八月廿九日	八月廿八日	八月廿八日	八月廿七日	八月廿七日	八月廿六日	八月廿五日	八月廿三日	八月廿一日	八月十八日	八月十七日	八月十四日
午後	午前	午前	午後	午後	午前	午後	午前	午後	午後	午後	午後	午前	午後

航										往			港名
敦	新舞	舞鶴	宮津	境	浦項	釜山	木浦	群山	仁川	鎮南浦	大連	仁川	
發着	發着	發着	發着	發着	發着	發着	發着	發着	發着	發着	發着	發着	發着
七月十八日	七月十七日	七月十六日	七月十六日	七月十五日	七月十四日	七月十三日	七月十日	七月九日	七月七日	七月六日	七月五日	七月二日	
正午後	正午前	正午後	正午前	正午後	正午前	正午後	正午前	正午後	正午前	正午前	正午前	正午前	正午前
七月卅一日	七月三十日	七月廿九日	七月廿九日	七月廿八日	七月廿七日	七月廿六日	七月廿三日	七月廿二日	七月廿一日	七月十九日	七月十八日	七月十五日	
正午後	正午前	正午後	正午前	正午後	正午前	正午後	正午前	正午後	正午前	正午前	正午前	正午前	正午前
八月十三日	八月十二日	八月十一日	八月十一日	八月十日	八月九日	八月八日	八月五日	八月四日	八月三日	八月一日	七月卅一日	七月廿八日	
正午後	正午前	正午後	正午前	正午後	正午前	正午後	正午前	正午後	正午前	正午前	正午前	正午前	正午前

衛生

◎昭和三年度本町公種

痘成績

接種人	第一	第二	定期外
月日	期	期	種痘
自三月廿五日	善感	善感	定期
至四月七日	不善感	不善感	種痘
一、七六	六八一	一四	五八二
		二九二	一九七
			一

◎昭和三年一月以降
死亡者埋火葬男女別

火葬	男	女	合計
埋葬	男	女	合計
一月以降	五	一	六
五月迄	一〇	一	二
六月	一	一	二
中	九	一	一〇
計	一一	二	一三
五月迄	五	一	六
發生數	一〇	一	二
五月迄	四	四	八
發生數	三	五	八
計	三	四	七

◎昭和三年一月以降傳染病患者數

◎河川に制札

公衆衛生の施設として新堀川及藍場川沿岸に左記の制札を建設せり

御注

一、新堀川と藍場川は公衆衛生上毎年掃除を爲すため多額の町費を要し且つそれのみでは行き届きませぬので左の通御實行を願ひます

(イ) 河中を不潔にせぬこと
(ロ) 河中に物を棄てぬこと

右を犯したる者は處罰せられます

昭和三年六月

萩 警 察 署
町 役 場

◎汚物掃除の心得

萩町の市街地に對しては山口縣令の規定に依り明治三十三年法律第三十一號汚物掃除法の全部を準用せらるゝこととなり時節柄左に其の主眼点とする所を掲記し公衆衛生思想を向上する爲各位の御留意を促す次第である

一、萩町市街地の土地所有者使用者又は占有者は其の地域内の汚物掃除を爲すべき義務を負ふてゐるのであります（汚物掃除法第一條）

一、掃除義務者に於て取扱ふべき汚物とは汚芥、
廢棄物、汚水、游泥、屎尿、死禽獸其の仲不潔を
醸生する物を總稱するのであります（汚物掃除
法施行規則第一條及汚物掃除規則第一條）

一、市街地内土地の占有者は其の地域内の汚物を掃除し清潔を保持せねばなりませぬ（汚物掃除法施行規則第二條）

一、建物の所有者及建物なき土地の所有者は其の土地の清潔保持の爲必要なる溝渠を築造又は修繕せねばなりませぬ（前同條）

一、掃除義務者は家屋宅地内は勿論接近の地及溝渠池沼水溜又は道路に付ても之を掃除せねばなりません（汚物掃除規則第三條）

一、掃除義務者に於て備ふるべき塵芥及汚泥の容器は凡そ一日に生ずる量の三倍を容るゝに足るべきものとし且つ緊密なる覆蓋を爲し不潔物の漏泄せざる様せねばなりません但し場所の状況に依りては數人共用の容器を用ふるも差支へありません（汚物掃除法施行細則第五條第六條）

一、下水溜は下水の満つるに先だち時々汲み除けねばなりません（汚物掃除規則第六條）

一、下水溝は汚水、雨水の阻滯壅塞せざる様常に塵芥等を掃除せねばなりません（汚物掃除規則第七條）

一、便所は尿尿の満つるに先ち時々汲み取り其の周邊を掃除し不潔なからしむるであります（汚物掃除規則第八條）

一、衛生官公吏又は警察官吏に於て汚物あることを認め掃除方を指定したるときは其の指定の時間内に於て之を掃除せねばなりません、而して

當該吏員の指定したる時間内に履行せざる者は料料又は拘留に處せられます（汚物掃除規則第九條及第十九條）

一、胞衣、汚血、死畜、死屍を洗滌したる汚水は家屋内及飲料水を距る五間以内の地に埋却してはなにもせぬ之を犯したる者は料料又は拘留に處せられます（汚物掃除規則第十二條及第十九條）

一、死畜は飼主に於て焼却又は埋却の手續を爲し其の飼主不明のものは現に死屍ある所の地主に於て同様の手續を爲さねばなりません（汚物、掃除規則第十五條）

一、以上の事項を履行せぬ者ありたるときは町に於て之を施行し其の費用は町税の例に依り掃除義務者より徴收するのであります（汚物掃除法第七條及第八條）

人事

◎戸籍と身分關係

養子離縁（其の四）

養子離縁とは養子縁組の解消を云ふものにして法律を以つて定められたる血族關係を消滅せしむるを目的とする行爲即ち實親子と同一なりとの法律の擬制を解き原狀に復する行爲に外ならぬのである凡そ縁組は實親子と同様な愛情を保たねば其の目的を達することを得ない、然るに世上往々養子は養親を侮辱し又養親は養子を虐待し其の間縁組の眞意に反する事實を生ずること少なくない斯る場合に於て強ひて縁組其のものを永續せしめんとするときは爲に一家の平和を害するのみならず社會の秩序に影響を及ぼすことが少なくない、依て茲に離縁の規定が設けられるに至つたのである一、養子を離縁するには双方協議の上離縁届を爲すものである若しも協議調はざるときは裁判を

求め離縁をなさねばならない

一、養子にして滿二十五年に達したる者は實家に復籍する場合及養家又は婚家より更に他家に縁組をしたる場合何れを問はず他の者の同意はいらない

一、養子にして十五年以上二十五年未滿の者實家に復籍する場合成年者は實家にある父母の同意未成年者に於ても實家にある父母の同意が入る其の父母が共に知れざるとき死亡したるとき家を去りたるるとき又は其の意思を表示することの出來ざるときは親族會及後見人の同意を得ねばならぬ

一、養子が十五年以上二十五年未滿の者にして養家より更に他家へ縁組したる場合成年者は養家にある父母の同意未成年者に於ても養家にある父母の同意が入る其の父母が共に知れざるとき死亡したるとき家を去りたるるとき又は其の意思を表示することが出來ないときは親族會及後見人の同意がなければならぬ婚家に於ける場合も同様である

裁町に本籍を有する者にして本年六月中關係司法裁判所より受刑の通知を受けたる者左の如し

死	業務上過失致	罰則違反	森林法違反	違反	自動車取締令	縮規則違反	銃砲火藥類取	殺規則違反	機船底洩漁業	橫領	竊盜	賭博	罪名	人
一三	一	一	一	一	一	一	一	一	三	一	一	一〇	裁町に現 住せる者 住せざる者	員
六	一	一	一	一	一	一	一	二	一	一	一	一	現 住せる者	
一九	一	一	一	一	一	一	一	五	一	一	一	一〇	計	
二四	一	一	一	一	一	一	一	六	一	一	一	三	昭和二年 六月中計	

◎要救護者數調查

救貧制度に關する資料として調査を命ぜられたる處別項の如き結果を得たるに依り此の旨縣に報告せり

十四才未満	一	八	三	一	計
滿十四才以上	一三八	四	一六	七	合
六十才未満				二六	
滿六十才以上				七八	
六十五才未満				三一	
滿六十五才以上				三六	
				二五一	

不具疾
廢疾病
者老幼
以上に該當せざるものなり

右は本町に居住すること滿一ヶ年以上のものなり

昭和三年六月十四、十五日の兩日萩町衙に於て阿武大津兩郡戸籍並に寄留事務に關する協議會を開催せり

開會に先ち副會長菱海村長より出席會員一同に對し缺員中の會長選舉のことを語りたる處會員一同より萩町長を指名推薦することを協議なし會長の承諾を得たり次で萩區裁判所荒地判事は藤田監督書記と共に臨場し同判事及監督書記より事務取扱上に關し訓示指示せらるゝ所ありたり

◎萩町人口動態

六月 中以 降	婚姻	出生	死亡	死産
五〇	四	七二	六〇	一
三二四	三一	七一	四七三	二〇
累計				

社會事象

●萩町社會課への希望

曩に設置せる投書函に依る六月中の投書内容を要約して左に掲ぐ

希望事項	件数
撤水の設備	三
下水道の完備	一
蚊の撲滅	一
萩名所宣傳の徹底	一
青海島見物上の便宜	一
町廻り自動車發着時間の正確	一
明神池の中央に架橋	一

講演

●帝國軍人後援會婦人團創設者成瀬貞子女史講演筆記

昭和三年五月九日萩公會堂に於て

一昨年御當地へ伺ひ私のつまらない話を聞いて下さいまして其の後帝國軍人後援會婦人團の成立致しましたことを聞き非常に嬉しく茲に厚く御禮を申し上げます、此度も又御招きに預り御伺ひ致しました私は今から平和なる家庭と云ふ事に就き御話致し度いと存じます

只今御紹介下さいました如く私は苦勞した人とのことでありますが只自分の仕事を自分でした丈けのことで別に變つた仕事を致したのではありません普通の人は苦勞したとか難儀をしたとか申されますが私は苦勞も難儀もしたことはありません何事をして凡てが只嬉しかつたのであります私の事を自分で話すと云ふのは甚だ面白くありません

が私のした事が國の爲村の爲女の身として御國の爲になれば結構だと存じます

私は成瀬の人となる前幼い時からよく母親より親切は人の爲ならずと云ふことを聞かされて居りますすが何時も少しなりとも人の爲國の爲になることをしなさいと云はれたものであります雨が降つて自分の家の物は濡れても隣りの家の物はどうなつて居るかと云ふことをよく氣を付けるものである又女と云ふものは總ての人に何時も親切にせよ、その親切が體ては岩をも徹することが出来る様になると云はれました

成瀬の家に嫁して見ますと良人は非常に嚴格で氣むづかしい性質の人でありまして如何に盡しても優しい言葉を掛けられたことがありません然し姑様が私を親切にして呉れますので私も姑様を出来る限り親切に致しましたそれで舅様や姑様にいつも褒められて居りました、お母さんの云はれることには貞子さんあなたに物を言ひ付けたとき何時も直様ハイハイと返事をして呉れるので私はそれが何より一番嬉しく思ふと云ふて居られました

男と云ふ者は一番有難いものと私は信じて居ります帝國軍人後援會と云ふ團體も決して私が一人で造つたものではありません唯男子の方が此の手紙をあちらへ持つて行け斯様な事柄を此所で話せとか云ふて下さつて唯其の通りの事をした丈けであります私は三四年間學校に通ひましたそれ位の無教育の身であります、けれど實母の教に依り熱心から凡ての事は何でも成し得られると信じて居ります否實際出来ないものはないのであります成瀬の家には嫁した當時は今の様に裁縫の教習と云ふものはありませんけれどもお母さんが内の貞子は何でも縫ふから縫物があつたら持つて来いと近所のお方に話されます私も近所のお方の縫物は何でも喜んで縫ふて居りました、それで伶俐になり縫物も上手になりました又夜は遅く迄近所の女の髪を結んでやつたりして自分で喜んで居りました、私一人が喜ぶのでなく人様が非常に喜んで呉れました、親切は人の爲ならず親切に務むる心を頂いて我が務めて我が喜ぶとお母さんから教へて呉れました通り私は人に親切をしてそれを自分で喜ぶのが好

きであります人がよく運が悪いなど云ひますが、私は決して斯様な事を云ふたことがありません、自分の家の石垣が崩れたのは結構なことで此の石が人の頭にでもかぶさつたらさぞその人は辛いこととせう、それを考へれば石垣の崩れたのは決して運性の悪いことではありませんと申して居りました

今日此所へお伺ひしましたのも今日斯ふして生き長らへて居ります御恩報謝にお國が 天皇陛下の御心に依り世界の一等國にして下さつたと云ふ有難いことをこの儘永久にお國を益々盛んにしたいと思ひまして務めの出来る間に仕事をして皆様と一緒にお國の爲に幾分なりとも盡し度いと思ふ爲であります

先刻より親切は人の爲ならずと申しましたが成瀬の家は私が立てたのでなく皆人様が立て、下さつたのであります世の中に人の生命はご當てにならぬものはありません、私は今では父母夫に皆先き立たれました人がよくお母さんの在世中あもすれはよかつた斯ふもするのであつたのにと申されま

すが後ら考へてする仕事は何の役にも立つものではありませんが、皆様も父母良人が居られます間は何とも思はないでせうが、若し不幸にして皆亡くなれると父母や良人に御厄介を掛けて濟まん氣がしてなりません、皆様の内にも斯様な御不幸にお遭ひになつたお方もありませうつまり父母良人の御恩と云ふものがよく判かるのであります、私は良人の亡くなつた後でも家の中が淋しいので良人の在世中と同様に使用して居た品物は何も彼も揃めて置き下駄迄きちんと並べて居りましたが、やはり良人は還つて来ませんそれ程良人の恩を有難く感じて居ります私は舅姑様二人を出来る限り親切に致しましたある晩姑様が私を呼んで是れから先きの二人の面倒は私に見て呉れと申されましたので私はその事を良人に話ししたら良人も非常に喜んで呉れました其の後はお二人の亡くなる迄私一人でお世話を受けました處私でなければならん様にお二人共嬉しいと云つて非常に喜んで呉れました

幼少の時にお母さんが何時も金を魂として金をた

しなんで居ればよいが金をたしなまない人は見るものが何でも欲しくなり乞食根性になると申して居りました私は金をたしなめたのではありませんが私のお母さんが知らず／＼にたしなまして呉れたのでありますお父さんがいつも驚は立つても跡を濁さぬと云ふことをよく申して居りましたので私は成瀬の家へ嫁するときもお母さんがモスリンを買ひと云つて下さつたお金で金巾を買つて餘つたお金を貯金して置きました世の中は何と申してもお金が無ければ何の仕事をすることも出来ません私の家は農家でありましたので灰や風呂の湯迄も粗末にせず肥料にして野菜などを作りました僅かな物迄も粗末にせずに使へば何かの役に立つものであります、斯様な事から一家の經濟を節約すれば決して其の家が貧乏になるものでない私は信じます、それで私は正月やお盆に良人からお金を貰つたことがあります良人に斯様なことを申しては折角一生懸命に働く良人に家の事を思はする様になりますのでせめて妻として良人に後顧の憂ひ無からしめる様お心掛けが必要だと存じます

良人が仕事の爲外に出るときは戦争に行くのと同じであります、門出が少しでも遅るればそれだけ敗け戦さでありますとお母さんからよく聞かれますので良人が朝出て行くときは熱い御飯に良人の好きな御菜を作つて腹一杯に頂かせます夕方歸つて来たときは必ず挨拶して夫を慰めます又良人が遠方より旅行して歸りましたときなどは良人から聞かされた面白い有益なお話をばお父母様に聞かせてその喜んで聞かれるお顔を見たいのが私の楽しみでそのお話を翌日迄延ばすことが出来ませんでした

良人がお客などに招かれて行くときなど先づ内では御飯を一杯頂かせます女は慾一方で行くものではありませんが慾をするのと險約をするのとは違つて居ります智慧の無い女はあなたお客へ行くのですから今御飯を食べて行かないでもよいではありませんかと申しますと良人もア、そうであつたかと合點するとして夕食に良人のお菜の世話が要らないと云つて喜んで居りますが斯様な女は駄目だと存じます又これが決して贅澤ではありません良

人の身を案じる妻であればこの心持ちはよくお判りの事と存じます 以下次號

◎萩町に於ける高橋郁郎
先生の夏橙に關する講
演筆記(其の三)

從來より施肥量割合を見るに窒素は可なり充分に施されてゐるし、磷酸も亦相當にあるが加里は何れの地方に於ても僅少である和歌山縣下に於ける五千町歩の柑橘園に就而調査したる所窒素磷酸は一反歩各五貫匁も施されてゐるが加里は僅か貳百匁であつた併しこの加里は純然たる加里肥料のみの計算で他の肥料に含まれてゐる加里成分は計算に入れてゐないから實際の成分は少しは多くなる勘定である兎も角も他の肥料成分に比して余り少な過ぎることになるから腐敗率を高め樹勢を弱らす等甚だ良からぬ結果を齎することになる故に永き月日の間には不知不識非常なる損失をすることが多きくなる然れ共加里成分は果實の酸を増すの

嫌があるから早く市場に出す場合等は控へ目に施用する必要もあろうが普通一般的には窒素より以上多く施すの必要がある故に磷酸加里窒素と同量に施すことになる近頃は又肥料として酸性肥料計り増施するの傾向があり爲に不良なる結果となる此の酸性土壤の中和を計るには是非石灰を使用するの必要があるが柑橘としては肥料成分として施すの必要があり更に判り易く申すならば石灰は樹に吸収せらるゝのみならず土壤改善の爲にも必要がある尙ほ土壤を改善するには有機物の必要は更に大なるものがある土壤をよくして置かねば或る期間の年数は收穫を得ることが出来るが長い年數の後には收穫が得られなくなり無機質金肥丈けでは土壤は荒れて收穫は全く見られなくなるこのことは前述した五本の鉢植温州による肥料試験の成績に見るも判明する前掲の試験は大正十三年のものであるがその試験を止めて掘り取つた大正十四年の成績と對照して見ると左表の通である

温州要素試験成績

肥料區分	大正十三年の幹の太さ	大正十四年の幹の太さ
無肥料區	〇、七三	一、一七
無窒素區	〇、五四	一、一〇
無磷酸區	一、九七	二、九三
無加里區	一、五二	二、七四
完全區	一、九七	二、〇二

以上の成績に依ると完全區と無磷酸區とは大正十二年迄は同一程度に生長して來たが完全區は大正十三年には殆ど生長せず大正十四年には無磷酸區の三に對し二の割合となつてゐるこれは完全區に何か不足したものがあつたはしないか即ち完全區に何か缺乏したものがあつたことになる、而も是は申す迄もなく有機物の缺乏であると推定が出来るのであるこの有機物の缺乏は肥料成分算出上より窒素は硫酸を磷酸は過磷酸を加里は硫酸加里を單用し全く無機質肥料のみを施用した結果であるものゝ様であるこの鉢植試験の一年間は畑試験の五年間に相當する結果が現るゝものであるから普通の畑も有機質肥料を使用せず無機質肥料のみを使用

し有機物の補充を爲さゞれば大抵十四五年後には有機物は全く缺乏し樹勢は衰微して收穫は皆無となるであらふことの一番良い經驗を識つてゐるのは和歌山縣である同縣が全然無機質肥料のみ施用した結果は今日同縣の柑橘園に葉色のよいものが尠く廣島に於けるが如き園は只の一園も見當らないのである有機質肥料は斯く重要であるが更に大に考へねばならぬことは冬季寒傷みにかゝるものも主として有機物の缺乏に基因するものであると云ふことである然らばこの有機物は如何なる作用を爲すものであるか如何なる働きを爲すものであるかと云ふに土壤中の養分を根が吸収するにはこの營養分を根がよく吸収し得る形態に變化させねばならぬこの養分が吸収されるに至る迄では色々な道程がありて土壤中にゐるバクテリアの作用に依らねば肥料は根に吸収さるゝ形になり得ないのであるこのバクテリアは有機質の多き程働きがよいのである例へば杉山等を切り開いた園の如きは如何に多量の肥料を一時に施しても樹の成育に影響が尠ないのである。これにはよい例がある九州

のある熱心家が八町歩の山林を開墾して柑橘園を經營したこの人は先進諸地方を視察して見て柑橘園は何れも段畑であるから柑橘は段々畑でなければ結果が良くないと思つて良い畑が澤山あるにもかかはらず態々山林を開いて段畑を拵へた而して此の傾斜段々畑に大正八年迄に約一万餘圓の投資をなしてゐたのに當時蜜柑は一顆も收穫は見得られないので地方の人は因より親族知己迄も蜜柑狂人として取り合はない迄になつた私は其の園を見又相談にも預りましたのでそれは先づ第一有機物の缺乏に基くものと認めました故に有機物の施用を勧めましたが何しろ八町歩もある園に厭肥堆肥で間に合ふ話ではないから早速縁肥して豆を蒔かせました處があつた園には豆は全く出来まいと申す人もありました豆さね出来得ない土地に如何して蜜柑の出来様等もありませんが初年に豆が漸く二三寸位しか伸びないので種子代丈け損をしない位であつた次年は更に伸びて七八寸次ぎは三尺にも伸びる様になりましたと同時に樹の色も出まして生長も目に見ゆる様になりましたから漸次全園

に綠肥を播下せしめたので漸く柑橘園として收利を見る様になりました如斯く有機物の施用は土質が良くなり肥料の効果も顯るゝ様になるものであります肥料としては窒素磷酸加里等の主要成分を施せば完全かも知れませぬが土質を良くし肥料の効果果を顯はさしむるには有機物は必要缺ぐべからざるものである如何に肥沃な園でも無機質の肥料のみを二十年三十年と連續施用せば遂に土質は惡變し肥料の効果は顯はれず樹勢は勿論衰弱して結果は見られなくなる故に有機物は毎年充分施すことか肝要であります今日アメリカでは此の有機質肥料に如何程重きを置いて居るかは千何百人の栽培家を調査致しました結果に依ると例へば窒素全量拾貫匁を施用するならばその中の六貫匁以上は堆肥の如き有機質肥料に依つて施されてゐる、而も此の窒素拾貫匁施用しても堆肥其の他之に準ずる有機質窒素の多少に依つて収量の増減と品質の良否に影響を及ぼすことが頗る顯著である日本でも全じ結果を顯して無機質肥料計り施用してゐると收穫が漸次減少したるに反し大豆粕其の他有機

質肥料を多量配合して使用したるものは品質は少々劣るが樹勢も良く收穫も多い故にアメリカのそれに倣ひ全部之を應用することも出来まいが窒素は充分施す必要があり尙ほ其の六割は有機質肥料で補ふことが肝要である温州に對しては現に堆肥を二三百貫施用してゐるものが一番成績が良く夏橙には調査したものはないが之れとても此の位は施す必要はあると思ふ廣島縣長の農事試験場では窒素肥料の種類試験を施行してゐるが堆肥に依る窒素區が樹勢も收穫も第一位で次は大豆粕である果實の品質は稍々劣る點もあるが樹を丈夫に育て老衰を防ぎ連年平均の收穫を得んとするならば堆肥等の有機質を相當配合施用するの必要は論を俟たない次第である而も此の窒素は堆肥にのみ依ることは不可なるも大豆粕紫雲英青刈大豆等幾多の有機質肥料より求むるのが得策であります参考の爲肥料の種類に依る試験成績を示せば次の如し

肥料別收量		累計		主分	
肥料別收量	枸橼酸全	糖	糖分率	貯藏後ノニ於	糖分率減少
大豆粕	八、〇四	一、二九	八、一七	六八	四七%
煉粕	七、一三	一、〇九	八、四七	八三	三九
蒸粉	七、二四	一、〇〇	八、六四	七九	九〇
人糞	四、八六	一、〇五	八、四八	七八	七〇
硫酸安	五、二四	一、〇三	八、九〇	八七	五八
硫酸安	七、〇五	一、〇六	八、二六	七九	一、〇九

備考大正十二、十三、十四、十五年の四ヶ年平均にして何れも三月に施肥したるものなり

要するに此の試験成績に依ると大豆粕區が第一位を占めて収量は多けれども品質に於ては煉粕が第一位となり貯藏後の品質に於ては硫酸安區が第一位になつてゐる而して硫酸を施すに於ては分施したものが收穫が良くなり品質は劣つてゐる但しこの試験は畑で行つたものであり殊に樹が揃ひであつた爲右の成績を以て其の肥料の種類に對する相違とばかり斷定することは不穩當であるが大体に於ては標準となり得ることと思ふ殊に肥料は水に流失する量も異なることであるから是等も考慮する必要もあり硫酸の如きは殊に此の點に相違を見

ることが出来る即ち二回に分施したものの成績は可なり良好であることはこの分施に依つて肥料成分の流失を防ぎ得ることとなり分施に依つて窒素成分を多からしめたと同様な結果となる故に硫酸の如き早く効果のあるものは何回にも分施することが肝要なることである又施用の時期に付ても大に考へねばならぬこれは單り窒素のみならず磷酸加里も亦同様に取扱はねばならぬ故に肥料は樹が必要とする以外にこの流失すると云ふことを見込んで施肥量の目算を立てる必要がある窒素拾貫匁を必要とする場合は此の流失の量も見込んで増施せねばならぬアメリカではこの流失の成分量の調査設備がありその成分量の調査試験が行はれてゐるが日本では目下京都帝大農學部でこの設備が出来て調査中に屬してゐるに過ぎない、この調査設備は漏斗形の如きものに土壤を入れ之に雨水を浸透せしめ下に溶けて流るゝ雨水を受け入れこの雨水に含まれてゐる成分を分拆調査してその中に含まれてゐる成分を檢する仕掛けてあるがその成績に依るフロクダ大學の發表には窒素二五、磷酸加

里〇七と云ふ割合になつてゐる日本は又アメリカとは氣候風土も相違してゐるが西ヶ原の調査に依ると磷酸は流失することは尠ひが其の他に於ても大体に於て一致してゐる更に此樹の吸收する成分と流失する成分以外に土壤中に殘溜する成分が相當にある故に二十年も三十年もこの有機質肥料のみ多量に施用し續けたならば或は磷酸の如きは最早ある期間には施肥の必要はなくなるかも知れぬが柑橘は稻麥とは相違して酸味を減じ品質を良くする爲には磷酸施用は必要であつて此の爲には充分磷酸の施用を怠つてはならぬ、現代の學問では的確に肥料施用量を定むると云ふことは困難であるが、夏橙一本から貳拾貫匁以上の收穫を得んとするには是非拾貫匁の窒素を施さねばならない故に一反歩に五十圓以上の肥料は必ず施用するの必要がある而して五十圓の肥料代は直に何拾倍となつて還つてくる様にせねばならぬ反當千圓以上の收益を得むとするならば必ず増肥の必要があり肥料の増施を爲すには必ず肥料の配合を考へねばならぬ或る要素だけ特に増加し肥料代を多く支拂ふた處で他の要素が欠乏してゐればその増施した成分

も吸收されず其の儘土中に殘して置くから他の要素を増施しない限り完全に肥料の効果は顯れない結局増施の効果はなく増收は得られないからそれだけ損失を爲すことになる、現在の夏橙一匁十三錢でも肥料を多く施し收穫を更に多く増加し得るならばそれだけ生産費を低減し得る譯なれば引き合はない價格も引き合ふ様になり遂には今尙安價に供給し得らるゝこととならば販路も擴て擴まり益々夏橙栽培の利益を見ることがなる但し現在の園の改良は益々必要であるが増殖は考へものである即ち横の改善より縦の改良が必要である斯くするときは反當千圓の收穫を得ることも決して難事ではなく一本二十四五貫や三十貫の結實を得ることも不可能ではないと信ず尙ほ施肥法の改善のみならず寒害防除品質の向上販賣方法の改善等協同一致努力次第では現在の園の生産増加實收の向上は疑ふ餘地はありません

施肥方法は不可であるそれは今迄の様に拾五圓か貳拾圓かの肥料なれば兎も角窒素の拾貫匁も施すとすれば右の如き方法のみでは施した肥料は醗酵して熱の爲に根を腐らすこともありて所謂肥負けをするから施肥の方法を改善するの必要がある、この多肥と云ふ點は近くの廣島縣が第一位で同縣には窒素拾五貫匁も年々連續して施してゐる尙ほ多肥を爲すものは春秋に窒素十七八匁も施肥し輪狀施肥法に依り中には根を傷めて樹を弱らしてゐるものもある位に多肥をしてゐる如斯先進地に於てすら多肥に依る施肥法に失敗してゐるから現んや從來小肥に依り栽培してゐる地方では大いに施肥法を改めなければならぬこの施肥の方法は柑橘に就て試験をした成績がないが梨に就て試験した成績に依ると輪を二重に作つたものと同一様に打込んだもの又は全園の表土を三寸深みに取り除き施肥して又表土を元の如く薄く擴げたるもの對あるも其の内でも表土を三寸深みに取り除き施肥したものの方が一番成績が肥いことになつてはゐるが何分この方法は勞力を多く要するのみならず作業

も随分面倒である依つてアメリカに於けるオレンジの施肥法を應用するが最も良策かと思ふ其の方法は樹と樹との間全園に深さ二三尺の溝を堀りこれに堆肥緑肥等を入れ土をかけて置くのである肥料を深く施すことは延びて根を深からしめ寒害に對する抵抗力を増し淺根のものに比し其の被害に一大相違を見ることが顯著である之れ即ち地温の關係にして丁度寒中井戸水の温きに等しき理由に依るもので寒害防止上頗る意味あることである寒傷みにかゝるものは表面に近く根を擴がらしてゐるから一朝寒氣に觸るゝか其の枝葉のみならず根で寒害を被るから恢復が遅延し其の被害が甚だしきものである依つて堆肥緑肥等を深く打ち込むむと云ふことは土壤をよくし養分の分解を速かならしめ樹勢を盛んにするのみならず寒害に對する抵抗力を増加する効果も亦大なるものである肥料に關する御相談は以上を以てお預りとし次に剪定のことに付き二三の御注意を申し上げることゝする從來の柑橘剪定は枯枝を取ることに込み合つた枝を取り夏芽秋芽を剪除する位のことであつた

が今日では此の剪定法は餘程進歩して來て剪定法の巧拙が經營上の重大なる一事項をなすに至りました併し乍ら柑橘の剪定程誰れもよく天狗になり易いものはありません此の天狗には色々特種の天狗がありまして小さい枝を整へることは上手でも大枝即ち主枝の整理剪定には無頓着なものがあります要は小枝主枝何れ共適當な剪定が行はれなければなりません故に剪定即ち枝を切る目的を申し上げるゝ

第一 肥培管理に最も都合よき様適當な大きさと樹型を保たしむること

第二 毎年良く結果せしめること

第三 成長を可成速かならしめ早く樹型を作ること

第四 統一したる優良大顆を多收すること

第五 樹の老衰を防ぎ得ること

以上の五項目に依り先づ第三の項を説明して見ますと現今の柑橘園として温州に付て申すならば二三年生苗を植へ付け十ヶ年後にあらざれば収入を以て支出を差し引くことは出來難い所謂收支相

償ふと云ふことになりのが普通であるが、斯くては小資本家は經營が困難なるのみならず資本の償還が後れるので頗る不利益と云ふことになる、十年後にあらざれば收支償はぬものが五六年で償ふ様になるならば頗る利益となるのみならず經營者も亦非常に樂をすることになる故に經營者は此の點に留意して多肥剪定の二つを以て速かに資本の償却を計ることは肝要なる事項である、次ぎは

第四の統一整正したる優良なる大顆を得ると云ふことである殊に温州に在りては最も必要とするものである今日の如く大顆程價格が尊き時代に於てはこれ亦大いに注意せねばならない、この大小顆の價格の相違及びこれに依る利益の多少を廣島縣に於て調査せるものは左の如し

廣島縣沖友産温州大小顆利
益比較調査

等級	顆	太サ	一箱重量	一箱ノ顆數
飛	西	八、七	六、八〇〇	一三〇
露	四	八、三	六、八〇〇	一五〇
志	三	七、六	七、一〇〇	二〇〇
麻	二	七、〇〇	七、一〇〇	二五〇
賀	一	六、四	七、一〇〇	三〇〇
運	八	五、八	七、一〇〇	四〇〇
喜	四	五、四〇	七、一〇〇	五〇〇
都	一〇	四、七	七、一〇〇	六〇〇

右の如く大顆は高價に取引せられ之れに反し小顆は安價にして利益が尠ない故に少々收量は減じ

平均一箱價格	平均一箱ノ手取金	平均一箱ノ利益
10,000	七、九	一、四
九、四	七、四〇	一、〇六
八、〇	六、一八	〇、八七
六、八	五、〇八	〇、七
五、七	四、一	〇、五
四、九	三、三	〇、四七
四、三〇	二、七	〇、三
三、四	二、六	〇、一

ても大顆を收獲する様栽培せねばならんがしかしこの大顆を好むと云ふ傾向も柑橘に對する常識が

進めば漸次中類が歓迎せらるゝ様になると思はれる現今アメリカ（アメリカには昨年の生産統計が出来て發表されてゐる）は一人平均六圓餘一戸當り貳拾七圓餘の柑橘果實を消費してゐる位であるから従つてこれに對する知識も進歩してゐるので大類は左程歓迎されず先づ五十匁より七十匁までが嗜好に適して居る八十匁以上は日本向き或は支那向きとして輸出される爲是等の大類はアメリカ一流の市場では決して見當ることが出来ぬこれに反し日本は大類程歓迎せられ高値を呼んでゐるこれは日本人の柑橘が幼稚であるからである而して一流の小賣商店に就き嗜好を調査して見ると男の購入者よりも女の購入者の方が多く殊に其の購入の方法は一箱三圓箱とか五圓箱とか云ふ風で先づ土産品として贈るために買ふ體裁を主とし外觀を主として自分の食慾を充す爲に購入するので無いから点々中味は腐敗してゐても大類の外觀のよきものが足が早いとのことである故に正味が主でなく金高が主となることが多いことになる今日、日本ではグレープフルーツ等一個六十錢大類は壹圓

で相當に賣れてゐるアメリカでは一皿拾四五錢か貳拾錢の朝食に出す下等の果物が如斯高値に行くのは日本では價格さへ高ければよいものゝ様に思はれてゐるから下等品の五錢よりも五十錢と云ふ方がよく賣れるかも知れんしかし段々知識の進歩に連れ大類が飛値に賣れなくなるのは當然で自分が食ふ爲に買ふなら味がよくて經濟的のものと知るならば或は二十四匁乃至三十匁處がよいかも知れん故にアメリカの六十匁處の皮の少ひ汁の多いと云ふことになるから大類は消費と云ふ點から見ると大ひに考へものである如斯時代が來らねば眞の柑橘の需要は起らない併し乍ら現在に於ては多少收穫は減少しても大類を出さねば不利益である次は第五項の樹の老衰を防ぐことである、これは苗木即ち小樹の時代から親枝の配置をよくする剪定であるこの親枝の剪定配置を無にして矢鱈に多く枝を直立せしむから樹は徒長し早く老衰するのみならず總ての作業が困難となる故に親枝即ち主枝の整理剪定をすることは重要な項目であるこの親枝即ち主枝の配置のことに就きては苗木の

仕立方に充分注意して養成管理を爲す必要がある此の點は樹の老衰を防ぎ得る根本問題として重要且つ緊急の事項である今日日本の柑橘樹の養成は如何と云ふに當業者としても苗木屋としても一年生や二年三年生處か更に五年生以上の徒長的大苗にあらずれば良苗として喜ばれない然るにアメリカに於ては苗木は二年生以上のものは全然販賣してゐないそれで苗木は直經が八分以上でなければ良苗とせられてゐない日本で此の太さに成長せしめるには少く共四五年經たねば出来ない如斯アメリカで一年乃至二年で出来る苗木が日本では三年以上四五年もかゝらねば作られ得ないこの苗木を速かに成長する如く仕立てると云ふ點は大いにアメリカに學ばねばならぬ、即ち今日の苗木仕立上には尙ほ幾多改良の餘地があるのである今アメリカの苗木仕立方を説明して見るに苗木は温室で作る即ち二時の格子の部屋にて育てる太陽の光線や水分の供給に至るまで細心の注意を拂ひ芽接して養成をなし二年生の上苗になると一本四圓以上である日本では値段の安いものが望まれ値段の安口

と云ふことで品位の上下は多く問題にしてゐないこの安い苗木を買ふ程不經濟な下手なことではない殊に柑橘苗は桃や梨とは全然相違するものであるから余程氣を付ける必要がある故に柑橘苗は高價であつても成長の良い苗を求むる必要があり不良苗は園の將來に及ぼす影響が頗る甚大であるから最初は此の苗木に相當資本は要しても充分に良苗を撰擇すると云ふことは大切なことである次に第一項の樹型を整へるための剪定であるが苗木の養成に引き續き苗の手入れより申せば第一苗木を仕立てる場合は先づ最初の年は側芽は總て除却して一本となし竹を立て添へて眞直なる單幹の養成に努め秋芽は適當剪定するのである二年目にはこの一本の主幹を地上一尺二三寸の所より切り三本の側芽を發育せしめ其の發育せしむる三枝以下下の芽は全部かき取り三年目よりはこれ等の三本の芽を一尺二寸乃至一尺五寸の所より剪定し上部三十四寸の間より將來主枝となるべき三本乃至四本の枝を四方に發生せしめ弱きものは立て其の下部より發生する芽は摘除し専ら上部の三十四本の

枝の伸長を促すのである而して夏芽秋芽は不規則に出づるから樹型を整へる目的にて適當に制限し以て樹型を整へ經營上に最も都合のよき大ききと形となるまでは繰り返して行ふのである斯く苗木の中から手入れを行つたものはよいが苗木の時代を伸び放題に伸ばしたものはよいが苗木の時代先づ鋸を以て樹の内部に入り最も込み合つた親枝を切るこの場合少く大きな隙間が出来ても差し支へないが餘り大きな隙間が出来た場合は兩側の枝を縄で引き寄せて置くがよい元來剪定の方法には二大別がある即ち切り替へ式と間引的剪定とある切り替へは老衰し且つ樹勢弱きものに對しその恢復的の剪定で結實は一時減するも間引剪定はこれに反し樹勢が旺盛過ぎし結實の少なきものに對して行ひ樹勢の均衡を保たしめて結實を多からしむるものである其の方法は樹に依り大いに研究する必要があるので鋸を以て親枝を切ることは親枝の數を減じ小枝を多からしむる爲に行ふので外側から見て茂り内部に入りて見て隙がある様な形でなければならんこの條件に叶ふ様に親枝の整理剪定を

なすことが肝要である次ぎは連續的結果を促すための結果枝の剪定であるが此の剪定法に就ては私は夏橙に對しては實際の經驗が少くないが先づ温州とチーブルの中間を取るものが最も適當かと思ひます温州は小さい枝では良い實が得られない故に二三寸の小枝拾本を養成するよりも適當の大枝一本を作る様に剪定することが必要である例へば二三寸の小枝十本以上も出てゐるとすればその中から二三本の丈夫な枝を残し他は切つてしまつて丈夫な七八寸位な枝を養成することであるチーブルは温州に反し七八寸の枝計り作る様に剪定したなら結實を見ることは困難である即ち二三寸の小枝を澤山養成せねば結實は少ないそれで二三寸の小枝に結實するからとて全く小枝の剪定をしなければチーブルの性質として小枝が簇生して反つて結實が減少する様になる故に温州は小枝を間引きチーブルは小枝を丈夫に仕立つる、尙ほ温州とチーブルとの相違の点は温州は外枝に良果を結ぶが内枝及懷枝には結果も少く良果でないチーブルはこれに反し外枝も内枝も略ぼ同様に結實を見る故にチー

フルは温州の如く樹の外部から見た果實と内部から見た果實とに甚だしく大小の差は無い温州は内枝又は懷枝を切り取るものであるがチーフルは全然これに反し懷枝を保護せねばならん併し餘り繁茂すると光線の關係上枯枝となるから光線を適度に導くべく外枝の剪定をせねばならん此の意味合ひに於て温州とチーフルの中間を採用して剪定を行ひ兩者何れに遍しても不可である

を同一の畑に植へ同一の肥料を施し同じ手入れをし万事一樣な管理をしても各本同一品質の類を同量に收穫し得らるゝものではない一本々々必ずや品質も數量も相違するのが常である即ち多少の差異のあるは當然でこれは各木の個性を有してゐるのであるこの個性から優良なものを見出しそれより更に優良なるものを見出すことが所謂品種の改良であるこの個性に關する調査は夏橙に就ては調査したものは無いが最もよく個性を發揮せるチーブルに就ての試験成績を示せば次の如し

番 號	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年	以上平均	同一顆重量	同 價 格
五	二、三六三	二〇、六五七	三三、二六八	二八、四三三	二三、二二三	四二、八	一六、六
六	二五、七九	三三、八五四	三三、八八	二〇、六〇〇	二三、九七三	四五、五	一七、五
二	二、八四四	三〇、三八六	一五、二九	二、七九七	三三、二八七	四三、九	一五、九
八	一九、五六九	二二、二六三	一五、四二一	一六、七六九	一八、二五五	四三、四	一三、五
三	二二、二五八	一四、五五二	一四、五四五	一八、二七六	一七、一五六	三九、〇	一三、五
一	二〇、四二六	一四、三八三	一九、一七六	一三、八八九	一六、九五六	四一、〇	一二、八
四	二、三四五	一一、五九二	一八、〇六七	一六、六五〇	一六、九二二	四二、五	一二、五

一〇	一九、〇三三	一六、七五五	一九、九四七
九	一八、四七六	一一、三四三	一五、八八六
七	九、一九二	八、二六五	三、九七

同一園の同一ネーブルで斯くの如き相違のあるのはネーブルそれ自身の個性もあるが又砧木の個性にも相違あり土質風當りに依り相當の差異あるものなれば更にこの内より優良と認むる即ち六號と最も不良と認むる七號とを取り再試験を爲したる結果は次の如し

番	號	個數	尤も多き中 顆の重量	總重量
六	二、二〇二	四〇、乃至五〇	九、〇九二	二八、五二
七	八、九	三〇、一五〇	二、八五二	二、八五二

以上の如き極端な事例は珍しきものである又ネーブルは柑橘其の能率に非常なる差異を生ずるものである、併し乍ら右の如き事例は何れの柑橘園に於ても良く注意して見ればあることと思ふ即ち毎年よくなる樹と毎年なりの悪い樹とは直に自園に於ても發見せらるゝことと思はれる否諸君の内には最早經驗せられてゐることと思ふ而して從來の

一三、六三二	一六、三六六	三七、九	一〇、一七
一三、八三〇	一四、八〇九	三七、九	一〇、〇〇
七、二四	七、二四二	三九、〇	三、四三

苗木養成業者がこのことを不識して母木の撰擇と云ふことは個性の優劣と云ふことを問題にせず而も芽條其のものも遺傳繼續するものなるに不拘結實したことの無い夏芽秋芽を以て穂木として繁殖しつゝある苗木を購入して開園するが如き當業者は不知不識の内に品質の劣悪なる能率の低きものに依り柑橘園を經營しつゝあるは氣の毒の至りである故に新たに植付くるものは劣性品種のみ擴めることとなり新らしき開園としても効果の無き作業となるので大いに注意を要する次第である此處に於てか苗木養成業者は母木の撰擇穂木の撰拔に注意し系統のよい結實の多い品質の良い例へば大顆であるとか味がよいとか云ふものより穂木を採收して苗木を養成すべきである而して前記六號のネーブルは平均一個四十五匁五の結實を見七號は一個平均三十三匁七である尙ほ更に之を價格に見積

ると六號は毎年約拾七圓五拾八錢の收益あり七號よりは平均三圓四十三錢の收益となつてゐる而も此の園は二間半の間隔植で一本に對し經費四圓以上も要してゐるので參圓餘の收入しかないとすれば毎年五拾錢計りの損失を來たすこととなり如斯樹はあるよりない方が利益となるのである故に七號の如き能率の低き劣悪な樹の多く存在する程其の園は生産力を減じ損失を來たすものであるから速かに除切するのが管理經營上は勿論品種改良と云ふ點から見ても重要な條件であるさて品種改良も種子に依るものは花粉の媒介に依り劣悪品種の混入除却が中々困難であるが柑橘の如く種子に依らず穂木による繁殖は其の母木と穂木の撰擇により向上すべきものである即ち種子に依るものは親子の關係であるが接木は母木の延長で母木の性質を其の儘に移し得るのであるから此の母木并に穂木の撰定は出鱈目にすべきものではない但し此處に最も注意を要するのは母木の優良性が其の母木の個性でなく土質并に砧木或は周圍の關係に起因する一時的のものであるならば母木の優良性は土

質其の他の事情の異なる毎に接木に傳はらぬことになるアメリカではこの個性の研究が十二年以前から行はれて居り其の結果により系統の判明しなものを採りて接木することを禁止し最も系統の明かな優良系より蕃殖せしめてゐる興津の試験場に於ても前掲の樹の個性調査を爲すこととして各樹より苗木五本宛を仕立てゝゐるが目下本年で三年位であるが証明は出來ないが高接ぎをなして昨年結實せるものを調査したところ大顆のものは大顆を生じ小顆なものは矢張り小顆を結實してゐる殊に同一の母木でも大顆の生ぜし穂木を接木せば矢張り大顆を結實するものであるこれに付ては、九二〇年アメリカに於てネーブルの一本の樹にAなる一方の枝は大顆豐産なるのに一方Bは全く結實を見ないと云ふ寡産枝がありました此の一樹に現れたるABの兩枝を以て苗木を養成し調査されたる結果は左表の通である

ネーブル枝個性試験

品別	初年目	二年目	三年目	四年目	五年目	六年目
Aノ一	四	一八	六一	五六	一七七	九九
Aノ二	五	五〇	六〇	七二	二六二	九二
Bノ一	一	一	一	一	五	一
Bノ二	一	一	二	二	七	一
Bノ三	一	二	三	五	一	一

右の如く生産力には非常なる遺傳のあるものなれば苗木の養成に付ては最も注意を爲し將來の生産力に相違のあることを知らねばなりません

以下次號

◎陪審制度の話

第一 陪審制度とはどのようなものか

陪審制度は十二世紀の頃から英國に發達し十六世紀の頃には、現在のやうなものになり、十八世紀の末佛蘭西大革命の際、佛國に傳はり、佛國から獨逸其の他の歐洲諸國に弘まつたものであります。米國では、建國の初から此の制度を採用して居ります

陪審制度には、細かく言ふと色々の種類がありますが、其の全體に通じた特質を一言に言へば、裁判手續を行ふに當り専門の裁判官の外に素人の人々を裁判手續に參與させることであります。今日我が國に行はれて居る裁判は、裁判官のみに依つて行はれて居るのでありますから、陪審制度による裁判でないことは言ふまでもないのであります。刑事の公判に素人が參與する制度に、陪審と參審との二つがあります。陪審は、事件に付き素人である陪審員のみで評議し、其の評議の結果に基いて裁判をするのであります。參審は裁判官と素人とが初めから一緒に評議をして裁判をするのであります。此の參審制度は十九世紀に獨逸で初めて設けた制度であります。我が國では陪審制度を採用し、參審制度を採らなかつたのであります。其の理由は參審制度を採らなかつたのであります。其の理由は參審制度を採ることは我が憲法の規定に抵觸すと云ふ議論があつたからであります。陪審制度を採用して居る國々でも、其の陪審に付いて裁判官と陪審員との仕事の範圍は一様であり

ません、或る國々では、其の範圍を事實問題と法律問題とで分けてあります。即ち、陪審員は被告人がどの様なことを行つたかと云ふ事實の問題を決め、裁判官は其の行つたことが法律に照らして罪になるかならぬか、若し夫れが罪となればこれに對してどの様な刑罰を言渡すべきかと云ふ法律上の問題を決するのであります。又或る國々では、其の範圍を罪責問題と刑罰問題とで分けてあります。即ち、陪審員は被告人がどの様なことを行つたかと云ふ事實の問題を決める外、更に一步を進めて被告人の行つたことが罪となるかならぬかを決め裁判官は其の罪となる場合に言渡すべき刑罰を決定するのであります。我が國では、此の前の制度を採用したものであります

第二 何故我が國で刑事裁判に

陪審制度を採用したか

我が國の陪審法は大正十二年四月十八日に法律第五十號として公布されました。さうして大正十七年度から實施される豫定であります。随つて大正十六年中には、陪審員の名簿を作るために、此

の法律の一部を實施して、準備を整へることになるのであります。我が國に陪審制度を採用するに至つたのは何故でありませうか、これには色々の理由があります。第一は政治上の理由であります。我が憲法は、立憲政治の本義として國權の作用を立法、司法、行政の三つに分ち、立法に付いては議會の協賛を必要とし、行政に付いては自治制度を認め國民を立法及び行政に參與させて居ります。さうして憲法の實施以來もう三十年餘を経過し、我が國民は國政の參與に付いて既に相當の經驗と訓練を経て居るのであります。殊に民意に聽いて國政を行はうとする傾向が著しくなつた現代に、獨り司法に關してばかり依然として國民の參與を認めないのは時世の進運に伴はない嫌がある。裁判手續にも一定の範圍内で、國民の參與を認めるのが、立憲政治の本旨に副ふ所以でもあります。適當でもあらうと云ふ、これが政治上の理由であります。第二は司法上の理由であります。抑も裁判は、事實の真相を捉へ、これに法律を適用するものであつて

公正で合法でなければならぬと同時に、國民がこれに信頼し、關係者がこれに信服するものでなければならぬ。從來我が國の刑事裁判は公正に行はれて居つて、國民も信頼して居るのでありますが、又、裁判官の判斷は、職司の性質上、稍もすれば理性に捉はれ易い傾向があるとの批評もある。で、此の際適當の範圍で裁判官でない素人の人々を國民の中から選んで裁判手續に參與させ其の判斷を加味したならば我が國の刑事裁判に對する信頼が厚くなるであらうし、又陪審制度を實施すれば國民は自然裁判所に親しみ、法律思想が養はれると同時に裁判に關する理解も出來、從來稀にはあつた誤解や疑惑も一掃され、益々裁判の威信を高めることが出來るであらう。又一面、被告人にとつても、國民の中から選ばれた陪審員に依つて下された判斷が基礎となつて裁判されたいと思へば、快く其の裁判を受けることが出來るであらう。これが司法上の理由であります。

第三 我が陪審制度の特質

我が陪審制度は、英獨佛の制度を參照すると同時に

に國情に基く獨特の規定を設けて制定されたものであります。

これから。此の制度の要點を擧げて見ませう。

(一)事實の判斷を下すこと

我が陪審法では、前にも説明した通り陪審員は、犯罪事實の有無だけを判斷することゝなつて居ります。随つて被告人に罪責があるかないか、又どの様な刑罰を言渡すべきかと云ふ問題に付いては判斷させないのであります。即ち、罪責問題及び刑罰問題に關する判斷は、一に裁判官に任せられて居るのであります。

(二)陪審員の判斷は裁判官

を拘束しないこと

歐米諸國の陪審法に於ては陪審員の權限に差異こそあれ、陪審員の評決に裁判官に對する拘束力を認める點では、何れの國も同様であります。即ち一度陪審員が評決すれば、裁判官は判斷に拘束されて、假令其の評決が不當であると考へても、其の判斷に従つて裁判しなければならぬのであります。然るに我が陪審法では、陪審員の評決に此の

拘束力を認めず、裁判官が評決を不當と認めた場合には、更に他の陪審の評議に付し得るの途を開き、裁判官が陪審員の判斷を是認する場合に限り其の判斷を採用して裁判を言渡すのであります。何故に此の様な組織にしたかと云へば、陪審員の評決に拘束力を認めると、陪審員裁判權の一部を行ふことゝなり、我が憲法の規定に違反すると云ふ法理上の差問題もあり、又歐米の事例に徴しても陪審員が感情に走り不當の評決をしたとの批難を受けた事例もあるのでそれを顧慮して我が國獨特の制度を創設したのであります。

◎佐賀縣の老農野中又

六氏の講話

多木製肥所の囑託を受けた佐賀縣の老農野中又六氏の稲作方法は其の幾部を當地方に移し得べきものあるを認むるにより左に其の要領を記述して参考に資す

一、品種 野中撰五石穗(神力系統)

一、土質 砂質壤土にして酸性相當強し底土砂多し

一、苗代

前年冬期に耕起し置きたるものを二月下旬乃至三月上旬に至り更に耕耨風化乾燥を計る播種期に至りて土塊を細碎したる後一坪當り〇ル印九重肥料三十三匁乃至四十匁撒布し更に一度耕耨土塊を粉碎短冊型に整地す而して床上に一坪三合宛に下種し板の如きものを以て種子の約半分土中に埋没するまで壓し(灌溉水のため糶の浮上せざる様壓するなり)其の上に一坪當糞灰一斗の割合に撒布し直ちに灌水す糞灰の代りに木灰坪參升の割合に施すも可なれども糞灰は多量用ひ得るを以て苗の抜き取り容易にして雜草の發生を防ぐ

播種期は播秧前晚稻は三十五日早稻は四十日とす播秧を六月廿日とすれば早稻は五月十日晚稻は五月十五日下種するなり

苗代は灌溉は晝間貯水池に於て溫め置きたるものを夜間灌水し晝間は落水す斯くて播秧期に至れば稲苗は二乃至三本に分蘖す

苗取りに際して特に注意すべきは苗の腰を折らぬこと肝要なり他の肥料施用の苗より根の發育著しき故苗の基部を持ちて抜かざれば苗を傷め移植後の發育惡し

一、插秧

插秧期は六月廿日頃一坪の株數五十五株株數の少き時は土用後の分蘖即ち無効分蘖多き傾きあれば少くとも坪五十五株とするを要す一株二本又は三本(但し苗代に於て二乃至三本に分蘖せるもの)を植付くるなり

植方は浅くすること深植すると分蘖が遅れて遅くまで續くものなり浅く植へて早く分蘖を止めしむるを要す

一、本田整地及肥料

麥作跡なる時は最初麥畦を浅く耕鋤細碎し反當り〇ル印九重肥料二十貫堆肥五十貫生山草約百六十貫を田面一様に撒布したる後更に表土と心土との間を耕起し馬耙を以て土塊を粉細す而して田面一様に拾倍稀釋の人糞尿三荷を撒布す(濃厚の人糞尿より如斯稀釋せるものゝ方結果良好なり)人糞

尿を少量にても施用することは活着良き様思はる而して灌水して代揆きをなし插秧するものなるも以上の如く肥料を施用する時は他の肥料施用田より生育良く早く繁茂する爲害虫集まる恐れあるを以て他より二三日遅れ插秧することを要す

肥料は前述の量にて原肥のみに施し追肥を用ひず之れ丈の肥料にて土用前に至れば分蘖二十五本位になる確信あり尙連年此の施肥法にて行けば地力増進し分蘖二三本増加すべし但し此の土地は〇ル印九重肥料施用以來土地漸次肥沃となり且つ二回耕鋤することにより肥料分土地深くまで行き渡り作物の根を深く導くが爲なり同様の肥料を用ふるも一回耕起にては根は表面にのみ擴がり養分不足となり追肥の必要を感じるものなり自分も此の土地に於て〇ル印九重肥料の使用し始めには土地肥へ居らざりしたため反當〇ル印九重肥料二十五貫乃至三十貫を用ひたり

筆記者註

野中氏は肥料は元肥に全部施用されるも之れは土質氣候によること故土地により寧ろ原肥追肥の

兩三回に分施する方結果宜しきことあるべし砂質

肥抜き早き土地に於ては三四回に亘り施し止め肥の如きは所謂花肥と稱し開花期施肥する實例は多々見るところなり

一、灌溉

插秧後水は可成浅く入れ二番除草後は水を落し田面に日光を直射せしめ地温を高めることに努む即ち四日に一度水を通する位に爲し足型の漸く付く程度まで固めて宜し斯くて莖葉の伸長を抑制し短かくて充實せる莖を作る理想としては高さ二尺四五寸なり徒長せる穂は籾の充實不充分なるを免れず斯くして尙徒長の傾きある時は十日に一度通水する位となす而して二百十日以後は灌溉せざるも多雨の天候となり水温多すぎる位なり

一、除草

第一回は植付後十日乃至十五日にして田打車を用ふ第二回は第一回除草後一週間して手或は板に釘を打ち付けたるものにてなす
第三回は二番除草後二週間してなす三番以後は除草せず稻の出來良ければ三番以後草發生せず

一、刈取

十月末又は十一月上旬

一、乾燥

刈取り後一週間乃至十日間稻架に掛け扱ぎ落し後秋なれば三日間春なれば一日間日干す

刈取り後直ちに稻扱ぎするはよろしからず稻架にある間に藁の養分を種實に移すものなり

一、收量

籾にて九石五斗玄米五石

他肥料にても籾の量は同量得らるゝことあれども玄米の量は〇ル印九重肥料施用のものに及ばず即ち籾摺歩合〇ル印九重肥料施用の方遙かに良好なり而して〇ル印九重肥料施用の米は搗減り非常に少く四斗にて一升か一升一合位なり水車搗きにて一晝夜搗きの場合に於ては更に減量を認めず玄米四斗の正味目方百五斤乃至百六斤にて他肥料施用のものなれば百斤なれば上等の部普通は百斤以下なり

尙生育中の他肥料に比較して移植後活着よく四五日にして黒き新葉を出し一番除草に至ると葉硬く

なり又他よ肥り葉色幾分赤味を帶ぶ三番除草頃も矢張り他肥より赤味あり葉色は三番除草頃の色の儘々出穂期に至る他肥料にては〇ル印九重肥料の如く一回施肥にては最後まで肥効持續せず又魚肥の如きは之れを元肥に用ひても尙遅くまで肥もたれして稻熱病に罹りし

水を深くするより前述の如き所謂日光栽培の方出穂二三日早し

編者註

以上は老農野中氏が多木肥料會社で御話しになつたのを筆記されたものを登載したものであるが本稻作法に付て當業者に於て最も注意して頂きたいことを左に列記して御参考と致します

記

- 一、種は薄蒔きを勵行されてゐること
- 一、苗代は水蒔をされず陸蒔きとされてゐること
- 一、苗代期の可成短かきこと
- 一、苗は二三本に分蘖せる強健なるものを移植されてゐること
- 一、插秧後土用迄で分蘖を止め無効分蘖を防ぎ

得たること

- 一、本田施肥法として插秧前活着の良き様人糞尿の稀釋せるものを撒布されてゐること
- 一、螟虫被害の避害手段として插秧期を引き下げられてゐること
- 一、灌漑水を程良く加減し日光を良く利用されてゐること
- 一、肥効に注意し葉色の黒出來を避け得たること

並に肥もたれ肥拔けの点に用意周到なること

雜 事

● 萩 港 論

和 田 甚 介

本稿は萩町の出身にして東京高等商船學校卒業後同校の教授となり練習生を率ひて歐洲各地を巡航し或は外國航路の船長として多年斯界の體驗を有

せる和田準介氏の寄稿に係はるものなり時節柄として讀者各位の參考に資す

萩町は明治維新の策源地として多くの人材を出せし點に於て宇内に其の名を知らるゝと雖も何も天恵地利のなきが如く久しく我が裏日本の一遇に位して交通の不便なる其の名と共に高かりしこと實に久し然るに最近漸く鐵道工事の舉成り美禰線の延長將に今春を期して開通せんとす而も山陰線の連絡下之關に至る海岸線の延長も年を追うて完成すべく、小萩線の達成あらんか久しく文化の恩恵に浴せざりし萩町も近き將來に於ては我が裏日本に於ける交通の要路として一躍其の面目を改むべきは勿論近來萩町は潑刺たる發展振りを示し諸種の施設大に行はれ市街の美觀隔世の感あるは蓋し當然と謂ふべし。然れども靜かに思ひて其の將來に致さんか何物か萩町を更に大成せしむるものなきか單に鐵道の完成を以て足れりと成すべきにや人は云へり波濤の打つ所文明ありと、實に我が萩地の沿岸に寄せては返すの日本海波浪は夫れ何物を意味するぞや、吾人をして云はしむれば萩町の

將來は日本海にありと、吾人固より學者にあらす、微力なる一海上技術者に過ぎざるを以て、何等萩町の將來に對し觀察力を有する者にあらざるは勿論、苟もかゝる事を云爲するは僭越の嫌ありと雖も今試みに萩町鐵道全開通の曉を聯想せんか其の陸上交通の便をして更に彼の日本海に之を延長し將來滿鮮方面或は露領浦塩方面に對し我國裏玄關としての門戸開放は一使命を思はざるを得ざるなり。依て生し來るものは萩港の築港問題是なりとす

吾人曩に萩港對滿鮮關係を思ひ之を人に洩せしことありしも、當時未だ鐵道開道の曙光至つて明かならず自ら人の感興を引く事少かりしことを記臆するも、今や鐵道一部の開通目前に迫り従つて吾人の感案も稍々機を得たるものあるべく、以下其の概要を説かんとす

夫れ我國は其の海岸線延長に於て世界第二位にあり、自ら沿岸に港灣浦津の多きこと他邦に其の比少し、而して既に世界貿易の要港として政府の經營に屬するもの多き多くは表日本の沿岸に位し

裏日本に於ては僅かに二、三を數ふるに過ぎずして、他は皆寂寞たる漁浦に過ぎざるなり、こは勿論我國貿易の中心表日本に存するが爲めなりと雖も、元來港灣行政統一の實施せられざる我國に於ては各地方に於て各々其の地の形狀を察し自覺的努力の必要ありと云はざるべからず我國に於ては鐵道の延長年を追うて達成せらるる雖も、陸上交通のみを以て足れど云ふべきにあらず。港灣の施設之れに伴ひ地方々々海陸連絡成り、茲に始めて旅客物資の移動圓滑を告げて、物價を低下すべく地方の實力も亦増進すべきや人の知る所なり。今萩港に就て述ぶるに先だち元來港灣たるものは如何なる資格條件を必要とするものなるかを考ふるに

第一、其の位置世界貿易圈線上にあるか又は其の附近に存在する事

第二、港灣の脊後に廣大なる工業地域又は生産地域及び大市場を有する事

第三、陸上は鐵道交通の要路に位し陸運簡便の地なる事

第四、燃料の供給充分にして炭坑地への距離餘り遠からざる事

第五、港灣附近に船舶修理地の存在する事

第六、港灣築港上有利なる天恵地利を有し水深適度にして潮流少く風波を遮る半島山岳等を有する事

第七、船舶の港灣出入に際し附近に障害物の存在少く操縦上進退自由簡易なるべき事

第八、附近陸上に於て貨客の収容力充分なる事

第九、糧食飲料水等の供給豊富且つ低廉なる事

第十、氣候風土佳良にして而も形勝の地を控ゆる事

以上は良港として資格條件と思考するものなるが就中第一項乃至第五項の條件を具備する事最も必要にして以下は例へ之れを欠ぐと雖も貿易の大勢は自ら人工的大築港を促し終に大貿易港と化するを常とす現に之れに類する貿易港世界に其の例夥し従つて單に第六項乃至第十項の條件のみにては到底良貿易港として發達望みなきものと云ふべし今萩港を見るに第一項は其の位置稍々可なりと

雖も關門の如き貿易圈線上に位するものには數歩をゆづらざるべからず然れども他の裏日本沿岸諸港に比すれば遙かに該圈線に接近せるを以て若し

第二項の最要件だに之を有すれば前途實に洋々たるものならんも惜い哉之れが資格最も不充分にして吾人は萩港を以て直ちに貿易の要港たるを得べしと速斷するに躊躇せざるを得ず第三項に於て將來萩港は充分の資格を生じ來るべく第四項燃料供給關係は阪神横濱の諸港に比して遙かに低廉なるものを貯藏供給し得べきも關門兩港の如く其の供給豊富低廉なる能はざるや明かにして該兩港に最も關係ある萩港としては更に考究を要するものなるべし

第五項に至りては長崎、彦島等に船渠會社のあるを以て充分なるべく而も第六項及び第七項に至りては實に理想的の天恵を有し吾人の大に高唱せんとする所なり第八項第九第十項は勿充分にして意を安んずべきものと然らば以上の關係より萩港は自今に於て如何なる使命を有するかを察するに將來の貿易港たらんよりは内地滿鮮往復旅客に對し

萩釜山間の連絡航海に備ふべきを以て第一となすべし

●萩人形の由來

そもく萩人形の由來を案するに其の源は遠き昔奈良の都春日の人形より傳來せりといふ

人皇四十六代聖武天皇天平年間南都大佛殿御創建の時諸國に詔して牛車を進めらせ玉ふ。夫が中にも長門國堀田の庄川島の郷國守が率き出でたる白牛は他國の夫れに勝りていか計りなる大木巨石といふことも日毎に曉より初めて黃昏にいたるも更に疲るゝことなく之を運ぶ牛飼の者も遂に綱を放てりとして都の貴賤言弄せざるはなかりき折節 陛下の上聞に達し勅感斜ならず是則ち大日如來の靈驗なりとて大に國守を賞せしめ玉へり

國守歸國に當り役人の曰く

「これ國守よお前は長門の國元へ歸るか、永々御苦勞であつた、お前の牽いて來た白牛の強い力により大佛の御造營も見事に竣工した 御主

上様もお前の御苦勞を深く御感に入らせてある就てはお前に 主上より御褒美を下されることであるが何か所望はないか」

どの御言葉に國守申上げる様

「別に是ぞと申す所望も御座りませんが 御主上様には澤山の御女官があらうのでありますからその中一人を頂戴したのであります」と申上げれば役人も呆氣に取られしが一旦何にても望に遣す約束したる上は今更斷りもならず遂に葵の前といへる美姬を遣されたり。國守大に喜びて姫を伴ひ歸國し鄭重に取り扱ひ屋敷の東を流るゝ小川をば黄金の延板もて堰き止めて之を化粧水となしたるなど種々に心を盡したれども姫は都の空のみなつかしく咲く花照る月を見ても涙のたねならぬはなく朝夕閉ち籠り勝ちなりしかば國守何とかして姫の憂情を慰めんものどとり心盡し遂に奈良より都風俗の人形を多く取寄せ又春日より人形師を呼び寄せて姫の心を慰むる方便とぞなしたりけり。それより後は人形師此地に於て其の業を營み萩人形を製作し創めたり。世轉じ歳

移りて毛利公の治世となり。其の業益々進み萩人形の名聲世に高く井上親明中山竹翁の如き名工を出すに至れり、然るに明治維新後は等の業も絶へたるを這般好古の篤志家故きを尋ね新きを加へて萩人形を復活せしめぬ。大方の諸賢幸に御批判の榮を垂れ玉はんことを

昭和三年卯月

藤本 瀧江 敬白

●温泉の選擇とその注意(其の一)

(官報雜報欄の記事轉載)

近時、我が國民が保健衛生に注意して來て、温泉及び氣候について諒解して來たことは、健康上誠に喜ばしいことである。温泉に關する單行本の多いのを見るに至つたが、温泉と疾病治療との因果關係を説いたものゝ少くないのは遺憾である。凡そ我國程温泉に恵まれた國は世界に稀れである。ドイツは世界に於ける温泉國と云うが、その數は我國より遙に少くない。この天恵の温泉を巧

解して貰ふことが緊要である。

温泉と一口にいつても、その化學成分から見ると、種類は多様で、單純泉、食鹽泉、炭酸泉、アルカリ泉、硫黃泉、苦味泉及びラヂウム放射泉等である。さらに温泉の湧出する土地(山地、平原海岸、湖邊)氣候の關係、交通の便宜、環境等は治療に靜養に影響することであるから、先づこれ等の關係をよく調べて、目的に適う温泉地を擇ぶことに心掛けねばならない。

温泉療法と簡單に云うが、實際の場合には、病氣に應じた治療法を講ずるのであるから、一定の標準で取扱ふことは無理で、即ち臨機の處置を必要とする。

温泉土地の選擇標準 一般に温泉地に行つて治療する志望なれば、閑靜の場所、物價の安い土地を擇ぶことである。また單に保養の時には娛樂機關が備はり、雜沓する所でも差支がないが、わが國ではこの兩様の目的を確然と區別する所が少ない爲に、浴客に迷惑を及ぼすことが多い。また特殊の治療専門浴場も稀である。この温泉場にも近

みに利用するならば、治療の目的も達し、又保健の方面にも相當の效績を擧げ得るのであるから、國民の福祉より論ずるも、頗る緊要のものと云はなければならぬ。従つて温泉には政府當局者も民間の當事者も相共に協同努力して、相當の設備を施し、泉質の決定及びこれに伴う治療法を講究して、完全な温泉の効果を發揮させ、また一般に温泉の知識を普及すべきことは、誠に目下の急務であると信ずる

醫學方面では、醫科大學に於て、温泉學の講筵を開き、日新の温泉治療學を講ずべきであるのに残念ながら我が醫學界には未だその氣運いたらずまた特別の研究所もないので、温泉學の發達は極めて不完全である。更に國民も温泉の理解に乏しいので、泉質の選擇にも考慮を拂はず、只管祖先傳來の人浴法を守つて満足し、或は温泉場をもつて享樂郷と心得る有様である。これでは折角の天與の寶を徒らに死物化するに過ぎない。我々は誤解をとき、眞の利用法を廣めたいと多年願つてゐた。それについては一般國民に、第一に温泉を理

時の理學的治療用具を備へて、よく治療の効果を遂げる設備のないのは頗る遺憾である。

温泉地に行く時は、その土地の氣候が身体に適するや否やをよく顧みなければならぬ。高山の温泉に行く場合など、氣候が急に變つたり、または自分に馴れた氣候と相違する場合には、直ちにその温泉地に轉住するよりも、漸次居所をかねて氣候に身体を馴らして、最初の目的温泉地に到着する様に心得るがよい。重い病氣の後には、一時に長途の旅を試みることは避けなければならぬ。また假令効果の多い温泉でも、病氣の場合は無理に不便な地を擇ぶ必要はない。常に同伴者を求めて行く時は心強くも感した無聊を慰めることも多いから、家族と共に旅行することを勧告する。健康者も日常の生活より離れて還境の變つた場所に旅行するのは、精神上にも、身体上にも裨益することが多いから、機會のある限り旅行するのは保健の一策である。温泉は五月から十月までを一番適した季節とみなしてゐる。

浴上の注意 温泉に行くには、豫め醫師に相談

の各因子が相援け合いさらに水の生理學的作用及び尙研究の遂げられない不明の要素などが相俟つて微妙な働きを身体に起させるのである。

●感謝

六月二十四日の洪水に際し松本橋附近の區民諸氏は卒先水防組を援けて障礙木の除却作業に従事し中には握飯を供給せし特志者もあり尙ほ萩電氣局出張所は松本橋及川島樋の口に照明の爲急速點火を爲し防水作業をして容易ならしめられたり又濱崎、香川津、小畑、越ヶ濱の各區民中より中津江橋の流失用材を保留せる旨申出てあり就中越ヶ濱在郷軍人分會長井町松三郎氏は自己所有の發動機船を出役せしめ遠く羽島附近の沿岸を探索し蒐集上の便を與へられたり

◎遞信省管船局より船員最低年齢及健康證明書に關する法令一部の寄贈を受く

◎元當町助役松尾利右衛門氏は明倫圖書館へ書籍五十九冊を寄贈せらる

して、十分に身体検査を受け、體質に適する温泉地を擇び、更に泉質の如何を考量するがよい。而して、温泉療法には泉水を飲む所謂飲用療法と、入浴する療法と二様あるが、この兩者を兼用するのが通常である。温泉地滞在日數は、西洋諸國では平均三週間から四週間を一廻りとしてゐるが、わが國では温泉治療法が西洋ほどに合理的に行はれないため、滞在日數は長い方がよいと思ふ。慢性の痼疾ある人は年々温泉を訪ふ必要がある。湯當りは温泉の効果の見ゆる顯だとする習慣があるが、それは温泉に入り過ぎた結果から現はれることが多い、恰も藥品の用量を誤つて中毒を起したと同様であるが、温泉ではその中毒の現はれ方が輕微に過ぎないだけである。

温泉の効果 これに就いては、今日の醫學上より尙説明の行き届かない點があるので、多年の経験より生れた湯治法及び口碑に傳はる効能は大に參考とする價值がある。決して輕卒に古來の傳説を一笑に附する様なことをしてはならない。

温泉の効能は泉質は勿論、環境、氣候、攝生等

●萩町日誌 (六月中)

四日 午前九時より萩商業學校に於て縣下商業學校職員の學事研究會開催
五日 本日より向ふ四日間蒸溜銻製造講習會開催

本日より向ふ十八日間當町腸チブス豫防注射施行
本日より向ふ二十日間當町蠅蛆發生防止驅除施行

八日 午前九時十五分東京上野驛に於て田中首相は兇漢に襲はれたる報に接し町長は萩町を代表して見舞の電報を發せり

九日 午後二時町衙樓上に於て勸業委員會開催建部逐吾博士與野本縣特高課長同行來萩町内史蹟巡視の午後五時歸山

十日 午前八時より元郡役所議事堂に於て海軍点呼執行萩町内の參加者二十四名

十一日 山口歩兵第四十二聯隊第一大隊岡崎大隊長引卒の許に長強行軍通過御許町にて晝

食を爲し奈古村へ向け出發

十二日 農林省囑託貴族院議員西大路子爵一行造林視察の爲來萩一泊し大津郡に向け出發

十三日 午後二時町會開會出席議員二十四名午後六時半閉會

十四日 本日より二日間當衙樓上に於て阿武大津兩郡戶籍寄留事務協議會開催

午前九時同郡衙に於て阿武郡庶務主任集會開催

十五日 午後二時より町公會堂に於て繼續町會開催出席議員二十三名午後五時二十五分閉會

十六日 石井農林技手竹林調査の爲來萩

十八日 愛知縣犬山町小學長今井太藏外壹名學事并に史蹟視察の爲來萩

十九日 歩兵第四十二聯隊第三大隊は増田大隊長引率の許に松陰神社附近にて晝食午後〇時半福川村へ向け出發

二十一日 午前九時より町衙樓上に於て萩町外四ヶ村青年訓練所主事及指導員協議會開催

午前九時より町衙樓上に於て新堀川藍場川浚渫并に取締方法に關し關係區長の協議會開催

二十三日 山東派遣軍へ發送し夏蜜柑供給の爲宇品陸軍糧秣支廠陸軍一等主計多田勉吉氏來場當町齋藤技手外二三名と協議參百七拾貳籠の輸送を引受く

二十四日 町長及大田村田の兩議員一行は島谷汽船寄港陳情の爲上京

二十八日 山東派遣軍發送夏蜜柑買入の爲宇品陸軍糧秣支廠附陸軍屬阿野敬一氏來場

二十四日 朝來の豪雨止まず午後六時頃出水最も甚し中津江橋流失警戒の爲土木課員其他終夜出勤

三十日 沖原に於て神饌田々植式舉行に付金子主事列席金馬本縣土木技手新川口埋立出願地實查の爲來場
澤本本縣技手製品傳習教師として來萩

◎納税のおすゝめ

本月の税金は宅地租第一期、所得税第一期及同縣稅附加稅の三種であります、其の納期は本月は例月と違ひ特に繰上げて二十七日となつて居りますが皆様の便宜を計る爲左の通り出張徴收を致します

七月二十五日

木間小學校
山田信用組合
玉江浦
椿信用組合

七月二十六日

椿東記念館
鶴江公會堂
小畑浦公會堂
越ヶ濱中善寺
積善信用組合雁島支部

萩町 稅務課

◎敢て町産業技術員の御利用を望む

萩町の産業を増進する爲町の專屬技術員として普通農事一人果樹園藝一人林業一人水産業一人の外に囑託技術員として養蠶業一人を置いております是等の人達は全く机上の仕事に爲す者では無く町内當事者各位の奉仕せらるゝ夫々の事業に就き實地の指導を爲すことを以て本體として居るものであり皆様が之を御利用下さればこそ萩町の生産業を進歩發達せしめ得るのでありますから今後は御遠慮なく關係の區長さんを経て其の旨をお申出下さい勿論町當局としては出來得る限り御希望に副はしむる様致します敢て御利用を望む

萩町 勤業課

◎室内消毒のおすゝめ

本町に於ては法定傳染病患者以外の傳染性及遺傳性の患者の家に對し當分の間實費を以て消毒をしてあげることにして居ります何時にても御申込み下さい

萩町 庶務課

公 告

萩町で奉仕してゐる事務の一斑を廣く皆さんにお傳へ致しそしてより良く萩町を理解して戴き町全般の福利増進に資せむか爲め毎月一回此の月報を發行することゝしたのであります。今後は毎月區長役場の方から皆さんの自宅へ回覧に供せらるゝ筈ではありますが、一ヶ年分前金壹圓貳拾錢をお納めになれば別に毎月一部宛をお送りすることとして居ります。皆さんの爲にも又萩町の爲にも進むで御購讀下さる様切にお願ひ致します。尚ほ第五號よりは紙面の都合により萩町の爲になる名士の講演筆記をも引續き掲載することゝして居ります。すから御精讀下さる様豫め申上げて置きます。

昭和三年七月

萩町庶務課

昭和三年七月十三日印刷
昭和三年七月十五日發行

編輯兼發行者 萩町長

林

勇

輔

山口縣阿武郡萩町大字西田町五十五番地

印刷者

荒

瀬

德

治

山口縣阿武郡萩町大字西田町五十五番地

印刷所

信

清

舍

印刷所